

始



344

452

蘭領東印度事情

大阪市役所商工課編

344  
452

# 蘭領東印度事情

大阪市役所商工課

## 緒 言

世人往々にして蘭領東印度を以て瘴雨蠻煙の未開地と見做すものありと雖も、九十年來和蘭政府の治下に屬して、現時瓜哇島の如きは運輸交通港灣衛生等の施設能く備はり、其の他諸島の一部も開拓事業着々として進捗し、今や南洋に於ける貿易市場として最も好適の地となれり。

偶々今秋瓜哇島スマラン市に於て蘭領東印度總督府援助の下に、スマラン殖民地展覽會開催の舉あるに際し、本邦有志者は場内に日本館の特設を企畫し、現に出品の準備に着手せり。是れ實に我が貿易擴張の好機なり。當業者宜しく此の際彼の地に渡航し、風俗習慣嗜好需用の如何を考察して、商品の改良を圖り販路の擴張を講じ、以て大に我が輸出貿易の發展に資する所あるを要す。

大阪市は之れを工業上の性質より察し地理上の位置より見て、最も南洋貿易に適するに拘らす、彼我貿易の現狀は微々として不振の境に在り。是れ蓋し種々なる原因あるへしこ雖も、未だ彼の地事情の普く當業者に知悉せられざるもの、其の

大正  
3. 9. 16  
内交

一たらすむはあらす。

今回當課に於て本書を編纂頒布する所以のものは此の點を慮り、本市貿易業者又は渡航者の爲め該地状勢の一斑を察知するに便せむとするに外ならず。然れども、もとこれ該展覽會會前期に刊行せむか爲め、急遽材料を蒐集し匆忙の際執筆せしものなるを以て、實情に疎く精粗宜しきを得さる點尠からざるへし。他日機を得て之れか改訂を期す。

大正三年六月

## 凡例

- 一、本書は最近の計數を掲げむことを力めたりと雖も、材料に乏しきか爲め其の意を得さりしもの専しこせす。
- 二、本書の編纂に際し参考としたる書籍中、其の説述區々に分れ適從に感ふもの専からざりしか、其の中信すべき一説を探りて記載せり。
- 三、本書には蘭領東印度行政上の區分として、爪哇及ヒマツラ以外(即ち Buit enbezittingen)を支部と名つけたれども、英書には Outer Possessions、邦書には外領地と稱せるものあり。一言附記して他書縦讀者の便に供す。
- 四、附圖は蘭領東印度を中心として各國の交通を概覽するに便するを以て主眼と爲したれば、位置形狀等の精細は之れに重きを措かず。

## 蘭領東印度事情

### 目 次

第一章 位置、面積及び人口	一頁
第二章 地勢、地形及び產物	三頁
第三章 氣候及び風土	七頁
第四章 歷史	一一頁
第五章 人種、風俗及び習慣	一三頁
第六章 言語及び宗教	二七頁
第七章 政治	二九頁
第八章 產業	三九頁
第九章 貿易	五一頁
第一節 汎論	五一頁
第二節 日瓜貿易	六一頁
第三節 結論	八三頁

附

錄

- 一、蘭領東印度關稅.....八五頁  
二、瓜哇三大都市貿易業者人名表.....九六頁  
三、渡航に關する注意.....一〇〇頁

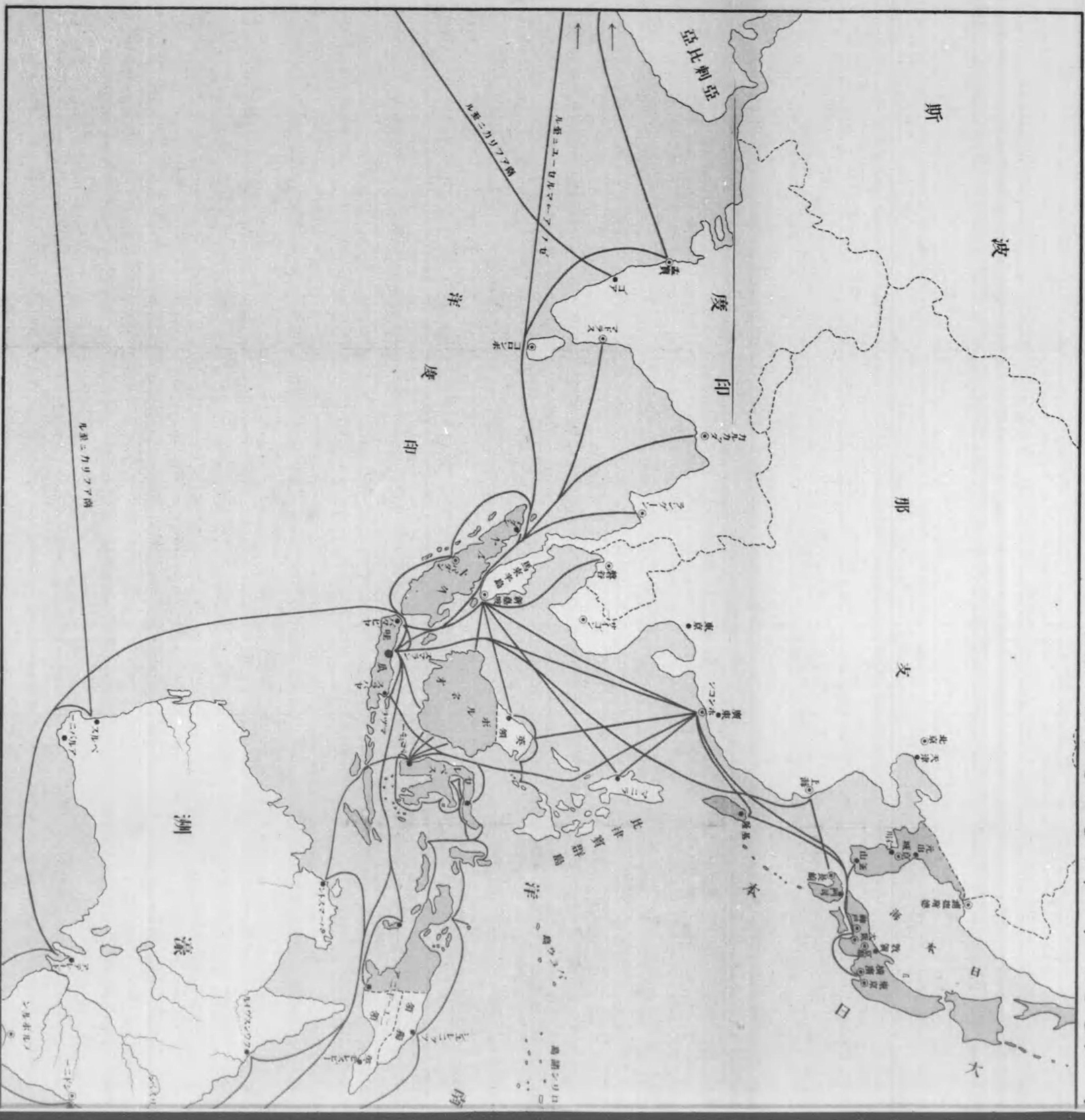
附

圖

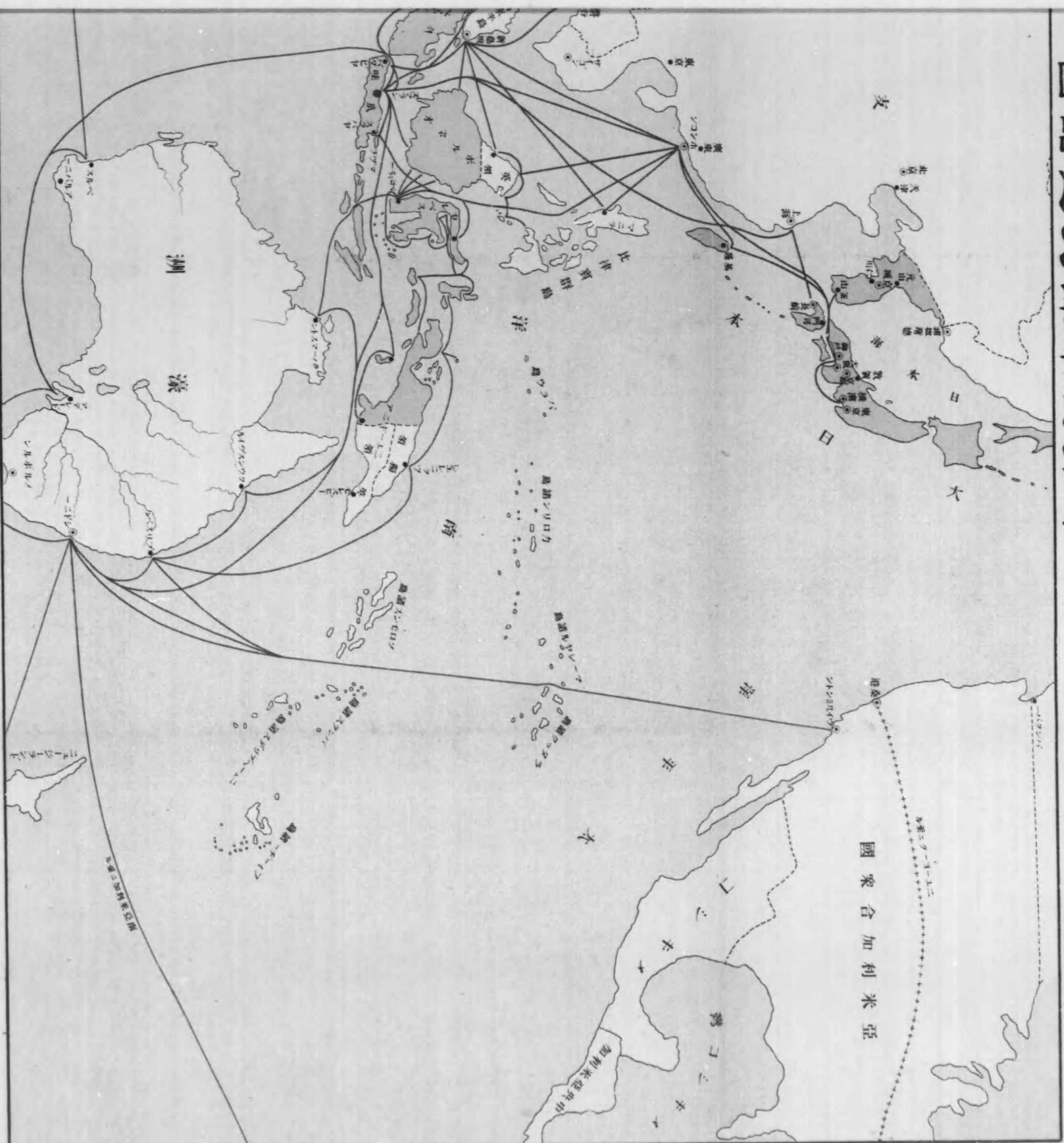
本邦對南洋交通略圖

本邦南洋大洋通路圖

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5



# 本邦南洋對通路略圖



## 蘭領東印度事情

### 第一章 位置、面積及び人口

經緯度——面積比較——人口比較——密度比較——瓜哇

蘭領東印度は大洋洲に屬し、北緯六度より南緯十一度に亘り、東經九十五度より同百四十一度に連る。東は太平洋を隔てゝ南北アメリカに面し、西は印度洋を隔てゝアフリカを望み、南は豪太刺利と相對し、北は亞細亞の馬來半島と相接し、且つ近く比律賓諸島を控ふ。其の包羅する所はスマトラ、ボルネオ（北部に英領あり）、瓜哇、セレベス、ニューギニア（東部に英獨両國領あり）各島の大より、マヅラ島、モルツカ、チモル各群島其の他の小に至り、其の面積實に七十三萬六千六十五平方哩、之れを和蘭本國の一萬二千六百四十八平方哩に比すれば約五十八倍にして、之れを我が帝國の二十五萬八千五百七十七平方哩（臺、鮮、樺を含む）に比すれば約三倍に達す。次に其の人口を検するに、瓜哇、マヅラ兩島及びセレベス島の一部を除けば、總督の行政十分に行はるゝは諸島の各港に止まり、内部に於ては概ね然らざるか爲め、多くは概數の調査に過ぎず（面積に就きても亦瓜哇、マヅラ兩島を除けば概ね然り）。明治三十八年の調査（此の年以後の調査を缺くは遺憾なり）に據れば總數三千七百三十五萬一千三百二十一人を算し、之れを和蘭本國の五百九十四萬五千百五十五人（明治四十三年末）に比すれば六倍を超む、之れを我が帝國の五千百七十四萬八千六百人（臺、樺を含ます）（大正元年末）に比すれば七割に達せず。（註）

(註) 茲に引用したる蘭領東印度の人口は明治三十八年の調査に係るを以て、本邦同年度の夫れ(四千七百六十七萬八千三百九十六人)と比較すれば約八割に達す。尙ほ之れを他方面より觀察すれば、明治三十八年蘭領東印度の人口は本邦明治初期の夫れ(明治十七年三千七百四十五萬一千七百六十四人、明治十八年三千七百八十六萬八千九百八十七人)と匹敵するを知るなり。

尙ほ人口の密度に就き比較せむか、蘭領東印度は一平方哩平均五十人、最も稠密なる瓜哇及ひマヅラ両島に於て五百九十八人、最も稀薄なるニューギニヤ島に於て一人(總て明治三十八年調査)なるか和蘭本國に在りては一平方哩平均四百七十人、最も稠密なる南ホルランドに於て一千二百十六人、最も稀薄なるドレンセに於て百七十一人(總て明治四十三年末)、又我か帝國に在りては一平方哩平均三百五十一人(臺、鮮、樺を除く)、最も稠密なる(沖繩を除く)本洲に於て四百四十五人、最も稀薄なる北海道に於て四十五人(總て大正元年末)なり。即ち平均密度に在りては和蘭本國及び本邦に及ばざること遠しと雖も、其の最も稠密なる地方に於ける人口の密度に至りては、本邦の彼れに一籌を輸するものあるを知るなり。左に蘭領東印度の面積及び人口並に其の密度を表示すへし。

島名	面積	人口	一平方哩平均人口
瓜哇島及マツラ島	五〇、三一九 <small>平方哩</small>	三〇、〇九八、〇〇〇	五九八人
セレベス島	七一、四七〇	一、八七八、四七三	二六人
スマトラ島	一六一、六一二	三、一六八、三一二	一九人
モルッカ群島	四三、八六四	四一〇、一九二	九人
チモル群島(葡領を除く)	一七、六九八	一一九、二三九	七人
ボル子オ島(英領を除く)	二二二、七三七	一、一三三、六五五	五人
ニューギニア島(英領、獨領を除く)	一五一、七八九	二〇〇、〇〇〇	一
其の他の諸島	二六、六七六	三四七、二〇七	一三
計	七三六、一六五	三七、三五一、三二一	五〇

(註) 人口の合計は其の内訳を合致せざるもの其の理由未詳なり。

此の蘭領東印度諸島中、瓜哇は面積に就きては第四位に在れども、人口に就きては第一位にして實に全人口の四分の三以上を占む。而して本島は其の位置、東經百五度十一分より百十四度三十三分に至り、南緯五度五十二分より八度四十六分に亘り、東はパリ海峡を隔て、パリ島に面し、西はスンダ海峡を挟みてスマトラ島に對し、南は印度洋を超えて濠太刺利を望み、北は瓜哇海を控ねてボル子オ島に接す。

## 第二章 地勢地形及び產物

概説——スマトラ——セレベス——ボル子オ——ニューギニア——瓜哇

蘭領東印度は大小數多の島嶼より成り廣大なる海面を有すれども、西、スマトラ島より、東、ニューギニア島に至るまで、地文學上皆火山地帶なるに至りては一なり。即ち火山脈は各島の脊梁を構成し蜿蜒相連のこと本邦に似たり。從つて三千呎乃至一萬四千呎に達する高山峻嶺尠からず。例へばスマトラ島に於けるグーンコリンヂ山、瓜哇島に於けるゲデ、ラモンガン、スマエル、スンビンの各山、ボル子オ島に於けるキニバル山の如き是れなり。海岸は概ね屈曲に富めども良港灣に乏しく、又河川に舟楫の便あるもの少し。然れども天惠に浴するの厚き、林產に水產に農產に將た饒産に、殆ど無盡藏なり。今左に各島の地勢並に產物を概説すへし。

**スマトラ島。**山脈本島を縦貫し、グノン、コリンデ山（一にイレドラブラン山と稱す）は本島の中部に在り、高さ一萬二千六百七十八呎にして、四時噴火の熄むことなく、其の附近に二火山あり、即ち北西約八十哩には有名なる大噴火山メラビ、南二十一哩には三噴火口を有して而も其の一には今尙ほ熔解したる硫黃の充满せるを以て著名なるタンラン山あり。西部は山地にして海中に急斜し、東部には大平野ありて長さ五百哩、幅五十哩より百哩に達し、南東部は沼澤にしてマングローブ樹の森林を成す。されば河川は山脈の東部に在るもの長流にして舟楫の便あり、即ちムシ、チャヤンビー、インドラギリ、カンベル、シャリ、ロカン、バニ、ピラ並にアサハンの諸川にして、就中ムシ、チャヤンビーの兩川は河口より夫れ々三百七十二哩、四百九十七哩の上流に、吃水六呎乃至十呎の汽船帆船を廻航せしめ得るなり。又死火山の噴火口にして湖水となりたるものあり。本島の產物は金（メナン、カバウ及びバダン地方の金坑は採掘既に久し）、錫、銅、鐵、石炭（マラブツブ、ブアレー、オニビーシ諸川の両岸に多し）、砒石、硝石、明礬、石腦油、硫黃（是等は火山地方に夥し）、石油（ランケット地方に富む）等の礦物、松、椰子、檳榔子、竹、甘蔗、米、アレンジバーム、アレガバーム、沙殼樹、玉蜀黍、薯蕷、印度酸果、プリンビング柘榴、ジャンボサ、グアバ、萬壽果、橙、檸檬等の木材、果物、耕作物あり。

**セレベス島。**形狀特異にして、四個の狹長なる半島突出して三個の奥深き海灣を形つくり、其の内南北のトミニ、ボニ両灣は灣入最も深し、山脈各半島に分派し、到る處山岳多く間々四千呎より六千呎に達する高峰なきにあらざれども、多くは二千呎以下なり。河川何れも細流にして舟楫に便なるもの殆どなし。金、銀、珊瑚、コブラ、香料、獸皮、籐、眞珠、高瀬貝、玉蜀黍、木綿、材木、魚類を主なる物産とし、其の他熱帶

に特有なるものゝ產せざるはなし。

**ボルネオ島。**島中に山脈分れて起伏し五千呎より六千呎に達する峰巒崕嶮として聳む、内部は山川深險、猛獸棲み魑魅伏し、人跡未到の地甚だ多し。河川にはカブアス、バリト、メクーチンを初めメニダウイ、ダイヤック等あり、前三者は何れも二三千頓の汽船に入るべく、河川用汽船は數百哩を廻航し得へし。海岸に沼澤多く土地一帶に肥沃にして、石炭、石油、金、銀、金剛石、護謨、樟、籐、椰子等の林產、礦產甚だ豊富なりと雖も、未だ十分に開拓せられず。

**ニューギニア。**本島はバブア島とも稱す。陸には極樂鳥其他鳥獸群棲し、海には鰐、鯨、烏賊其他魚族豊富なりと雖も調査の進行せざる爲め島情尙ほ未だ判明せず。

其の他チモル群島には珊瑚、椰子、香料、獸皮、鼈甲、牛角の產出多し。

**瓜哇。**本島はビルマより起り馬來半島を南下して蘭領東印度のスマトラ島を横きり、以て本島を東西に横断するマレイ山脈に屬し、支脈數條南北に走る。西にゲデ山の海拔九千七百八十八呎、チルマイ山の同一萬七十呎、スマラート山の同一萬一千二百四十七呎、メルバブ山の同一萬六百七十三呎、ラウ山の同一萬六百七十三呎の高峰あり。本島の中部北ジャバラ半島にはムリア山存し海拔五千二百三十二呎、本島の東端に近くラウン山聳に同一萬九百二十二呎に達す。皆火山質にして總計百四十以上あり、有史以來數次噴火し非常なる活動をなせり。

西部にバンدون、ガロの二高原、中部にゲデソード高原、東部にマラン、イジエンの二高原あり、而して平原は本島北岸及び東部に在り。河川は多く細流にして舟楫に便なるもの少し。是れ中央に火山脈連亘し、東

西に長けれども南北に短きに依る。ソル河はマディオン、カドゥアン、ケンイン、バチャル、グラウイ等の支流を有し、源をメラビイ山及びソロ州南部より發しソロ、レンバン、スラバヤの三州を貫流し、北、瓜哇海に朝し本島第一の河川とす。七月より九月に至る乾燥期を除けば、五噸積の瓜哇船を四五十哩の上流に遡航せしめ得へく、小舟はソロ市まで至るを得、之れに次きて有名なるはブランタス河にしてスラバヤ港に注ぎ、一支流ボロン河はマヅラ海峽に瀕く。其の他デマク、セラユ、マスク及びタルムの諸川著名なり。河水は多く火山質の土壤を流下し植物の養分を含むか故に灌漑用として頗る適す。

西端セントニコラス岬より中部北岸ジャバラ半島に至る海岸は、土地概して低く沼澤諸所に存在し、陸地は年々海に向つて増積す。例へば今より凡そ三百年前和蘭東印度會社の根據としたる當時のバンタム灣は湾入深かりしか、今や陸岸却つて海中に突出して其の舊跡は深く内地に在り。ジャバラ半島より東すれば、マヅラ島との間にマヅラ海峽のあるあり、印度洋より來る東風の爲めに高浪屢々沿岸を襲ふ。東端バリ島との間に在るバリ海峽を南に廻りて、本島南岸に出つれば沿岸殆ど絶壁にして、中部にチラチャツブ港の外貿易港なく、西端はスンダ海峽ありてスマトラ島と呼應す。港津にはバタビヤ舊港、タンジョンブリヨック、チエリボン、テガル、ベカラシガン、スマラン、レンバン、トバン、スラバヤ、バブルアン、プロボリンゴ、ベスキ、バルカルカン、ラブアン、アレコレの諸港は北岸にありて、南岸には唯バチタン、チラチャツブ、ハイギイ、バラブアンラトウの諸港あるのみ。

本島の產物は林產、農產に米、椰子、檳榔子、竹、珈琲、甘蔗、煙草、茶、幾那、藍、香料等あり、鑄產に石油、鹽等あり、工產に竹製の帽子、クリーと稱する刀、バチクと呼ぶ染物等あり、就中後の二者は本島

特有の工業たり。

### 第三章 氣候及び風土

風位——季節——氣溫——雨量——風土病——瓜哇

蘭領東印度の地たる第一章に於て既に之れを述へたるか如く、南は濠太刺利大陸に近接し、北は亞細亞大陸と呼應するを以て、氣象風位何れも此の兩大陸の影響を受くるや論なし。即ち一月は濠太刺利に於ては盛夏なるか故に北風なれども、赤道以北は北東風、以南は北西風となるを常とす。二月は此の儘に推移し三月に至りては風位轉換期に近づく爲め風向定まらず、四月に入れは赤道以南は南東風を例とし、時に風位變化し雷雨を見ることが多く氣候稍々陰鬱となる。五月には瓜哇及びスンダ諸島は依然として風向を變せられども他は西南風に轉し爾後數旬の間は風力漸増すれども、六月より八月に至りて漸次減退し、十一月は風位風力共に定まらず、十二月には一般に風位北轉すれども瓜哇及びスンダ諸島に在りては尚ほ西北風なり。風力は一、二月に最も大にして、此候に際し雲霧晦冥驟雨頻りに至ると雖も、強風及び烈風の如きは一年を通して甚た稀なり。風力の最も強きはパンダ海にして支那海、印度洋、スンダ群島の南部之れに亞キ、ボルネオの南東両岸、スマトラの西北岸、マカッサ及ヒセレベス両海峽は最も微弱なりとす。又沖より海岸に近くに隨ひ、午前と午後とに依り、風向變化するを例とす、殊に後方に高嶺を控へたる地に於て然り。即ち午前は陸風、午後は海風を感し、スマトラの北東岸及びシヨウ群島附近の海面には、時々陸風俄に速度を增加して雷雨之れに加はり、往々小形の帆船に危險を感せしむることあれども、難破の大害を被らしむるか如きは殆ど

### 第三章 気候及び風土

八

之れなく、漁民却つて之れを利用し漁獲物を市場に運ぶの便に供す。

此の地は他の南洋諸國と同様貿易風の地帯に屬するを以て、一年は雨期、乾燥期の二季を有する。十一月の候より翌年三月の候に至る間は降雨の季節にして、七月より九月に至る間は乾燥の季節なり。邦人中或は住むに堪へざるの氣候を想像するものあるへしと雖も實は然らず。溫度平均八十度にして、九十五度を最高とし六十度を最低とする。偶々酷熱の時なきにあらざれども、驟雨沛然として下ること日数回にして此の時清涼の氣自ら満つるなり。且つ朝夕は我が五、六月又は十月の候に比すべく、四季なくして周年我が夏と想へは大過なし。左に蘭領東印度の氣温、雨量を尙ほ少しく説述し、次いて此の地の衛生状態に及ぼす。

四季を通して氣温の變化少く八十度を平均溫度となし、海岸は八十度(瓜哇島バタビヤ市)乃至八十二度(スマトラ島バレンバン市)にして、内地は平均八十五度を超す、殊に高地は平均七十八度以内なり。又一日の最高最低溫度の平均差は雨期に於て七度乃至九度、乾燥期に於て十度乃至十二度半とする。

雨量は前述の雨期に多くして乾燥期に少きを例とすると言を俟たされども、地方に依りては必ずしも然らす。即ちスマトラ島北部に於ては八月に最も多量に、同島南部及び瓜哇島西部に於ては瓜哇島東部に於て降雨少きとき却て雨量最も豊富なり。又赤道直下の地は一年を通して常に降雨あり、支那海、瓜哇海並にスンダ諸島は十二月より二月迄降雨打ち續き、殊に二月を最も多雨となし、モルツカ群島は一月及び八月に雨量の最も多きを見る。

斯の如く氣温高くして雨量多きか故に、植物の繁茂自ら盛なるありと雖も、熱帶地方の常として風土病は土人衛生思想の幼稚なるに乗じて、猖獗を逞しうす。即ち痘瘡の如き古來土人間に流行せるものにして、政府は千八百四年初めて種痘を施し、同二十年法令を布き爾來其の豫防と撲滅に努めつゝあり。又マラリヤ熱の如き到る處に流行し、曾て公立病院に於ける該病患者は全患者數の四割三分を占めたりしか、千九百三年以來其の數漸く減して一ヶ年平均率は一割四、五分を上下するに至れり。千九百一、二、八年には虎列刺流行し、今尙ほ全滅せず。土人は沐浴、洗濯、炊事その他一切を河水にて用辨するが故に、此惡疫の撲滅甚た難し。ベリベリ病亦風土病の一にして本邦の脚氣に類すれども、脚氣と反対に水腫性のもの惡症なりと云ふ。之れに次ぐものを花柳病及び胃腸病とす。今公私病院の取扱に係る患者の統計表を掲ぐれば左の如し。

公私病院取扱患者統計表

病名	年次	患者 明治三十四年		患者 明治三十八年		患者 明治四十年	
		明治三十四年	死亡者数	明治三十八年	死亡者数	明治四十年	死亡者数
マラリヤ熱	二一五、二二四	一四、四一四	九、〇三八	三〇二	九、八三三	二五一	一
虎列刺	二七、四八一	一八、二〇七	一	六	二	一五	一
痘瘡	三、七二一	二七八	一一〇	三四	一三五	一二三	一
ベリベリ病	四、六一六	三四八	二、八一三	一三九	一、三六一	六七	一
花柳病	二四、三六三	一一五	一五、八五九	五二	三、八三八	六七	一
其他	一四三、一〇一	四、二九五	三二、八四三	一、二九一	四三、二三九	一、四七九	一
計	一四八、五〇六	三七、七四四	六一、〇六二	一、八一八	五八、四一二	一、九三七	一

即ち蘭領東印度の風土病たる未た全く閉息するに至らずと雖も、衛生的設備の完成に隨ひ漸次減退の兆あること明なら。元來是等の病氣は衛生を重んじ攝生を怠らすむは敢て恐るへきものにあらざるなり(尙ほ第七章政治・衛生の項参照)。

尙ほ瓜哇島に就きて述へむに、本島も亦氣温の變化少く、千八百六十六年(慶應二年)より千九百年(明治三十三年)に至る三十五年間の最高平均溫度を檢するに同島バタビヤに於ては、一年を通して七十八度八〇にして、九月には七十九度四五、十月には七十九度六六を得たり(因みに記錄に照らせば千八百七十七年十一月六日午後一時に九十六度一〇てふ最高溫度に達し、同年八月九日午後六時に六十六度〇〇てふ最低溫度に達したりといふ)。右の如くバタビヤは氣温の變化少きか、西部平野亦然り、殊に内地に於ては一層少く唯高原に多少著しきのみ。高原には殆ど日として降雨を見ざるなく且つ大雷雨を伴ふこと數次なり。

瓜哇の雨量は東部北岸ベスキ州アセンバグスを除けば、一箇年千密米を下ることなく、瓜哇に於ける約七百の測候所に於ては其の創立以來一箇年間に、六千乃至七千密米の雨量を見たること一回、五千乃至六千密米の雨量を見たること七回にして、四千乃至五千密米及び三千乃至四千密米の雨量を經驗したこと實に六十一回及び百三十二回に達すといふ。左に本島の主なる地方に於ける平均雨量を表示すへし。

瓜哇平均雨量表

(單位、密米)

地名	月名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
バタビヤ	三二〇	三二九	二二五	一三四	一〇三	一〇〇	七六	三六	七〇	一〇三	一四一	二〇四	一、八四三	
バンドン	一九七	一六八	二四七	二二四	一三二	八九	六八	四七	八〇	一五五	二三七	二二三	一、八五八	
チラチャップ	二九五	二四九	三一二	二八一	二七九	三三〇	二六九	二一二	二三〇	四三三	五〇五	三九二	三、七七七	
スラバヤ	三〇九	二八四	二六三	一六六	一一〇	八九	五一	二〇	一三	三八	一一四	二四〇	一、六九七	
(備考)バタビヤは西部北岸に在り、バンドンは西部の一高原に位し、又チラチャップは中部の南岸に、スラバヤは東部北東岸に位置す。														

瓜哇に於ても風土病は固より之れありと雖も、政治、産業の中心なれば、土人文化の度他に比して著しく進歩せると共に、歐洲人の居住者も多きを以て衛生的設備發達し、公私に病院醫師少からず。

## 第四章 歴史

波羅門教——佛教——回々教——葡萄牙——西班牙——和蘭人の渡來——英吉利

—和蘭東印度會社

そも東印度諸島が第十六世紀の末葉に方り和蘭の殖民地となりし頃、既に土人はアラビア、ヒンズー両種族の文化に浴し居たりといふ。今是等外來の種族は何時頃より何故に來りて、如何なる發展をなせしかを説明せんとす。

ヒンズー族の渡來せしは紀元第一世紀にして、實は宗教上の壓迫に堪へざる爲め遁逃し來り瓜哇にマツヂヤバヒツト國を、スマトラにメナンカバウ、バレンバン等の數國を建設し、偶々彼れ等の美術、習俗を瓜哇スマトラ各島に移植すると共に波羅門教を廣めぬ。次いて第五、六世紀の頃佛教の傳布を見たりき。今若しブランバナ並にボロブドルの寺院舊蹟を訪へは如何に當時佛教の盛大なりしかを想見するを得へし。然るに第十三世紀に至りて、佛教は回々教に依り殆ど驅逐せられたり。第十六世紀の初め即ち千五百十一年には葡萄牙人マラッカ(馬來半島)を略し、スマトラ、瓜哇、ボルネオ及びセレベスを蠶食し、次いてモルッカ諸島の宗主權を掌握せり。是れより以前に來れる歐洲人としては唯伊太利ベニスの商人かアラビア、ペルシャ人より東印度諸島の香料を購ひ居しに過ぎざりき。西班牙人は千五百二十年以來比律賓諸島に根據を有したりしか、千五百八十年フイリツブ二世の下に西葡兩國の聯合成るに及び、東印度諸島の葡領は西領となれり。

フイリップは先づ蘭人の葡萄牙リスボン港に貿易するを禁したるか、同港こそ蘭人か其の當時東印度諸島の香料を買ひ入れて歐洲各國に輸送し居たる唯一の港なりしを以て、非常なる打撃を被りしや疑なし。當時蘭人は海上の御者の名を得たりしか、今此の禁令に接して、貿易業を止め其の英名を一擲し去らむか、將た邁進して東印度の富源を探らむか、二者其の一を決すへきの秋に遭遇せしなり。而して當時西葡兩國は東印度航路の絶対秘密を期し、若し之れを許くものあらは、科するに死刑其の他の嚴刑を以てしたれば、蘭人は南極洋を航して此の諸島に達せむとし、探險を試みたること前後二回、而も何れも悲慘の結果に終りたるか遂にリスボンに在りて密貿易を爲したる蘭人コルソリウス、ハウブトマンなる者此の秘密を探知し、爲めに拘禁せられたれども逃れて遠征會社<sup>コンパニー・ヴァンガエ</sup>を組織し、千五百九十五年武装人員二百五十、船舶四艘に分乗してテクセルを出帆し、翌九十六年スマトラに、次いて瓜哇の西端バンタムに上陸するを得たり。爾來大膽不敵の和蘭探險隊は續々印度洋中に成功し、以前デヤカトラの名ありしバタビヤ（第七章政治、行政區劃の項參照）は千六百十九年に至りて建設せられたり。

幾もなくして西葡兩國の紛争と其の領地防備の不完全さに乗じて、東印度諸島は和蘭の勢力圈内に歸したりしか、此の時強敵英吉利の現るゝありて和蘭の進運は大に阻礙せられたり。即ち英國は第十八世紀に於て龐大なる和蘭の領土を絶にす侵略し、印度に馬來半島に、又東印度に、一時殆ど和蘭の全領土を奪取せり。然れども遂に千八百二十四年英蘭の協約に基き東印度は又復た和蘭の領有する所となり以て今日に及へり。

終りに和蘭東印度會社に就きて一言を費すの要あり。既に述べたるか如く蘭人の此處に殖民を開始せしは第十六世紀の末葉即ち千五百九十五年にして、當時歐洲諸國は所謂重商主義<sup>ア・カンチャ・ズム</sup>旺盛の際なれば、和蘭も亦此の

數に漏れず貿易特許制度を探りて、和蘭東印度會社を設立せしむ、時に千六百二年なり。而して之れに附與したる勢力は實に偉大なるものなりき。即ち南阿喜望峰よりマゼラン海峡に至る東方諸國との通商を獨占せしむると共に印度諸州と條約を締結を爲し得へく、必要に應して築城、開戦を爲し得へく、尙ほ行政官及び武官の任命權を得しめたり。斯くして此の會社は他の掣肘を受けず、多額の資本を擁し、其の目的とする所當初は商業を營むに在りしか、程なく瓜哇及びモルツカの征服を敢てせり。最初同會社の陣營を張りしは瓜哇のバンタムにして、次に同デヤカトラに進み、茲に當時の總督コエン氏は城寨を築いてバタビヤと稱せり（此の時より現在瓜哇に於ける總督府所在地はバタビヤの名を有す）。爾來東印度會社の事業は隆盛を極めしか、後衰運に向ひ負債多額經營困難に陥りしを以て、千七百九十八年に至り和蘭政府は其の特許を取消し其の經營權を奪へり。時恰も彼の重商主義は漸く衰頽の際なりき。

## 第五章 人種、風俗及び習慣

土人の九種族——各種族の風習——服裝——家屋——食料——其の他の風習——

瓜哇人——外國人の種別——本邦人——歐洲人——支那人

蘭領東印度の住民は之れを土人と外國人とに二大別するを得へきを以て、先づ土人の種類及び其の風俗習慣を述べ、次に外來移住の人種に就き其の現状を記さむとす。

土人は之れを九種に分つを得、今各種の分布區域を掲ぐれば左の如し。

土人の種類及び其の分布表

第五章 人種、風俗及び習慣

種族名	分 布 區 域
馬來人	スマトラ、ボルネオ
アチエ人	スマトラ中部山中
瓜哇人	瓜哇及び附近小島
ボギス人	セレベス南部及びボルネオ東部
ミナハサ人	セレベス北部
セラム人	ニューギニア西部諸列島
バブア人	ニューギニア全部
ダイヤツク人	ボルネオ山中
ビンガイ人	アロウ及び附近群島

種族名	分 布 區 域
スマトラ、ボルネオ	スマトラ、ボルネオ
セレベス南部及びボルネオ東部	セレベス南部及びボルネオ東部
セレベス北部	セレベス北部
ニューギニア西部諸列島	ニューギニア西部諸列島
ボルネオ山中	ボルネオ山中
アロウ及び附近群島	アロウ及び附近群島

馬來人は馬來半島より移住せしものにて、右表に掲げたる地方の外諸所に散在し、智能比較的發達して讀書算術は大略之れを爲し得るを以て、スマトラ地方にては小官吏となれり。多くは獨立して營業を爲さす屋内労働者として使役せらる。性質粗野にして復讐心強く、瓜哇人よりも能く働き、支那人に似たる商才あれども、惜しい哉亦支那人の如く賭博に耽り阿片の吸引を好み、又甚しく外面を衒ふの風ありて街路を闊歩せる異様の態甚た可笑しと云ふ。アチエ人は性質粗暴にして状貌猛惡、外人の彼れか毒刃に斃るゝ者屢々之れあり。昔時瓜哇王は中部諸列島に、ゴア王はセレベス南端に據りて勢力を其の南東北に振ひ、ポンテアナ王はボルネオよりスマトラを領し、三者相鼎立して東印度に霸を唱へしことあり。當時アチエ人は即ちポンテアナ王に隸屬したりしか、爾後和蘭に征服せられて百餘年を経たれども尙ほ其の命に服せずと云ふ。ボギス人は半開種族なれども支那人の如く甚た勤勉にして、口碑に依れば數百年前渡來したる支那人の子孫なりと傳へらる。皆富裕にして性質粗野ならず。男は帆船に乗りて東はニューギニア、チモルに、西は新嘉坡、ス

マトラ、瓜哇、ボルネオ、彼南に、南は濠太刺利に航し、物品交換又は現金賣買をなすこと約半年、貿易風向の轉移を待つて歸り、復た其の變化を待ちて出帆す。其の他農漁に從事せり。女は織布、刺繡、編物をなし、殊に其の織りたるボギスサロンは土人間に賞賛せらる。ミナハサ人は本邦人の後裔なりとの説あり、前述ボギス人の口碑と對照思考すれば、興味更に深し。其の説に曰く今を去る六、七百年前本邦漁船ミナハサ國（セレベスの北端に在り）の北端に漂着し、其の漁夫土人と婚し子孫蕃殖して今日に及ふといふ。果して信すへきか。皮膚、骨格、容貌はもとより、農耕食事の方法と云ひ、竹垣、荷造に際して普通土人のなし得ざる男結びをなすなど本邦人に酷似せりといふ。且つミナハサ國のメナド港は其の漂着せし處なりと稱せらる。是れ彼等漂着漁民が湊と呼ひたることの遂に轉訛したるものにあらずやと説明する者あり。其の他右の口碑を信憑せしむるに足る事項多きか如し。就中有力なるは地理歴史より論して、我か九州、沖縄、臺灣より比律賓に至ればセレベスは指顧の間に在るのみならず、時日は多少合致せすと雖も、徳川時代慶長の年間に御朱印船は遠く安南暹羅瓜哇等に渡航したるを以て、同島に漂着せしことなしことは斷言し難しと云ふに在り。其は兎もあれミナハサ人は性質、智能他の土人に比し遙に優秀にして、子弟は總て普通教育を受け、學術上の智識は同地方在住支那人を凌ぐもの多く、官吏又は銀行會社員となる者渺からず、又蘭領東印度に於ける教師及び傳導師は同人種とアンボン人とのみなりとす。斯の如き有様なれはミナハサ人はアンボン人（セラム族に屬しニューギニアの西方アンボン島に住す）と共に蘭領東印度の中堅を爲せりと云ふへし。且つ風儀正しく德義に厚く、服装等は歐化して生活程度高し。次にセラム人は骨格、容貌並に言語の訛に就いてアラビア人に相類似し、猜疑心深き性情を有す。然れどもアンボン人は舊教（アンボン島の北部土人は回々

教徒なりといふ)を信し智力秀いつ。バブア人は船舶寄航地に居る者は政府に歸順すれども、他は殺戮を事とし半獸的の性質なり。其の名バブアは馬來語「縮れ毛の人」に起因す。ダイヤツク人は食人種の名あり、性質慄悍にして正に猿猴の如し。而してビンガイ人に在りては無智朦朧にして、鳥獸を捕ふるに弓矢、投槍を以てし、身體を木葉、鳥毛又は毛糸の類にて飾り、手首・足首に鈴を着く。瓜哇人は最も多數を占め政治及び産業の中心たる瓜哇並にマヅラに居住せるを以て、自ら性質柔順、智識も亦上位に在り、道徳を解し外人との交際に長し農商工に從事す。唯虚榮心熾にして、中流以下は其の日暮しの生活をなし一日の收入は一日に消費し、或は常に美服(普通に小倉地の服を用ふ)を纏ひ、餘財あるときは用無きに悠々市街を徘徊して樂み悉く之れを蕩盡す。食事は日に二回なれども間食の習癖甚しく、收入の大半を費すとも辭せず、爲めに飲食店は頗る殷盛なりといふ。尙ほ瓜哇人は舊島王に對するの舉動忠實にして、其の一族又は其の結縁者と途上に會せば、跔踏として遙に隔たりて地上に坐し、両手を重ね跨伏叩頭し、其の長上者の足部を両手に戴き之れを頭上に載するを以て最上の敬禮となす。又婦女は如何に小なる物も手に提くるを爲さずして頭上に載するを例とす。

尙ほ各種族につき更に概説すれば、バブア、ダイヤツク、ビンガイの各種族は半獸的に容易に同化し難けれども、ミナハサ、セラムの各種族は耶蘇教の感化を受けて開明進歩の跡歴然たり。馬來人並にアチエ人は往々政府に反抗し性質慄悍なり。瓜哇人は舊奴隸時代の奴隸たりし者又は其の子孫少からず、爲めに稟性野卑粗惡なりと雖も、瓜哇の中部より以東の者は温良にして謙讓なり。

以上の如く各種族其の風習を異にすれども、衣食住に關しては畧々相同しきを以て左に是等に就きて其の一班を説明すへし。但し人數に於て第一位を占むる瓜哇人を標準とせり。

一、服裝。王族及び貴族は毛織物、天鵝絨又は綢布に美麗なる刺繡を施し、金銀、珠玉を鏤めたるを式服とし、結婚用の禮服は普通民と雖も華美なる刺繡をなす。普通民の日常服は極めて簡単にして、高地冷氣を感じする地方に於ては全身に衣服を纏へども、低地に住するものは室内にては男女を問はずサロンとて花鳥の模様あるもの、又は縞物其の他赤、青、黒、鼠等の色物の布にて長さ九尺乃至一丈一尺、幅三尺五寸位の筒状の袴を仕立て腰部より足部を纏ふのみ。十歳前後の兒童は赤裸の儘遊戯に耽り居れり。瓜哇のバタビヤ其の他の開港場に在りては稍々歐化し、男は立襟の洋服を著け竹帽を被り洋靴を穿つ者渺からざれども、過半は股引を穿ち其の上にサロンを纏ひ、外出に際しては筒袖の上衣を著け頭に約二尺五寸四方の更紗を巻き付け酷暑の時又は遠出の際には其の上に竹帽等を被るを常とす(普通瓜哇、ボギス、ダイヤツク各種族は更紗を巻き付くるのみ、馬來人は頭巾に似たるものと、ミナハサ、セラム各種族は外人の如く帽子を被り、ビンガイ人は自ら椰子の葉にて製したる帽子を著け坐するとき敷物の代用となす)。腰には小さき袋を挿み之れに煙草其他必要品を入れ、通常跣足なれども時にアラビヤ式の雪駄又は瓜哇固有の革製雪駄を用ふる事あり。頭髪はミナハサ及ヒセラム兩種族は總て散髪なれども、他は散髪の者と總髪の者と相半し、瓜哇人にして總髪なる者は半圓形の櫛を用ふ。尙ほ洋装の時はミナハサ、セラムの両種族を除けば一般に洋袴の上にサロンを幅約一尺に疊み捲くの風あり。

次に女を見るに開港場附近に在りては洋式に摸し外出に際して下襠衣を著け、上にカバヤと稱する薄布の筒袖上衣を着、其の前部を安全針に止むるを普通とし、中流以上の者は之にレースを配合し胸部には安全

針の代りに美麗なる金銀等の留針を用ひ、サロンを留むるに絹地の帶又は金銀珠玉を鏤めたる帶皮様のものを以てす。されど下層社會に在りてはサロンのみを高く胸部迄被ひ其の上部は裸體なり。日中外出には柄長き紙張の小形日傘又は洋傘を用ひ、又瓜哇人妙齡の婦女は彩色したる長さ四、五尺の美麗なる薄絹又は更紗を頭より被むるの風あり。頭髪は稍々後方に結束し櫛を用ふること稀にして多く小形の簪を挿し、或は時に香氣ある花を簪の代用となすことあり。耳には耳環若くは周圍凡そ五分、長さ七、八分の鍍金圓筒を挿入し、足は中流以上に在りてはスリッパーを穿けども他は皆跣足なり。尙ほ顔料を施して粉粧に力むることは高等人種と其の揆を一にするべし。

男女共一般に指輪及び腕輪を使用し、幼兒にして足輪及び足指輪を嵌めたる者敢て珍しからざるなり。婦女の幼兒を負ふ方法は邦人の見て奇異の感を爲す所なるへし。即ち幼兒を左の腰骨の上に跨らしめ右肩より左胸部に長さ六尺許の小幅巾を掛けて幼兒の臀部を支ふ。尤も男子の小兒を負ふときは其の方法猶邦人のことし。

二、家屋。土人貴族の家屋に在りては、歐洲人又は支那人の感化に依り木造、石造若くは煉瓦造にして、之れに一種の彫刻を施し雅致に富むものなきにあらざれども、中流以下の賤民の夫れに至りては竹材萱葺にして其の最も簡単なる構造のものは、山刀一挺を以て丸太材若干を伐探し來り村民四五人に助力を乞へば優に一日にして架するを得へし。概ね床高く棟は本邦に於ける神社風の組合せをなし、或は農家の屋根に類せり間取りを見るに本邦の玄關に相當する所には椽を設け、其の奥に寢室を設く。周邊の隙間より光線入るのみにして窓無き爲めに薄暗く、床は割竹又は板を敷き列へ上に蓆を敷く。椽は晝間婦女の裁縫其の他の家事を

執る所にして來客の應接亦た此處に於てす。上流の家屋は中央に通路あり左右に若干の部屋を作ること歐洲人の家屋の如し。家屋の周圍には椰子等の果樹を植ゑ、竹垣等を以て外圍とし又は土塀を廻らして其の一方に小形の門を設くるもあり。是等の家屋十數戸集りて一村落を成し林間各處に散見する様、本邦田野の景に彷彿たり。

三、食料。ミナハサ人並にセラム人は耶蘇教徒なるか、他は殆ど回々教の信徒（總人約口三千八百萬中約三千五百萬は回々教徒なり）なれば豚は一切之れを食はず、米、野菜及び果實を以て常食とす。今米の炊爨法を記さむに、彼れ等は本邦人の如く釜に入れて煮沸するにあらず、瓢形の銅器又は土器に約三分の水を入れ之れを竈に懸け、其の沸騰するを見計らひて白米を入れたる圓錐形の釜を右の器に挿入し、蓋をなして下より沸上する湯氣にて十分に米を蒸熟せしめ、然後釜の米を木鉢様のものに移して食卓に上すなり。米收少き地方に於ては玉蜀黍を代用し或は朝餐にタピオカ等を食す。

副食物は蔬菜を主とし之れに胡椒、芥子等の刺激性の香味を添へ、外に少許の水牛、山羊等の獸肉並に魚類を用ふ。水は煮沸して飲み、椰子の實に含まるゝ水を飲むことあれど生水を用ふるは極めて稀なり、又紅茶、珈琲、カカヲ等を喫す。飲酒は一般に多量ならず、阿片煙は支那人等の感化を受け之れを常用する者なきにあらざれども、未だ全般に普及せず。終りに土人飲食の状況を附言すれば、彼等は椽側の廣間に莫蘿を敷き食器を列へ、家人其の周圍に胡坐し杓子にて飯及び菜を芭蕉の葉又は皿に移し、拇指と第二指及び第三指とを以て之れを食し、水を飲むには水瓶を上部に持てて口を附くることなく、水の壺口より流れ出づるを口に受けて嚥下す。

四、其の他の風習。以上記述したる衣食住の外に土人一般に通する風習としては、第一に從業の時間を擧ぐるを得へし。即ち彼等は朝は日出と共に起き一椀の珈琲を喫して自己の業務に服し、午前十時頃朝食をして復た業務を繼續し、日中一、二時間の休憩に際しては路傍の飲食店にて間食し、更に日没まで勞作して午後六、七時に夕食するを常とす。第二に斷食期に就きて述べむか、回々教には毎年一回（十月頃）齋食期あり。此の期間は一箇月にして信徒は毎日日没後に一回の食事をなすのみ。尙ほ此の期間の盡くるに先ち新衣の調製、舊債の整理、物品の贈答をなす等本邦の歳暮に異らす。而して愈々齋食期經過すれば盛宴を張り一家團樂して歡興を盡し、又知己、朋友の家に廻禮する等宛然本邦の新春なり。尙ほ回々教徒の婦人小兒は魔除と稱して、手足の爪を植物性の色素にて赤色に染むる者あり。

蘭領東印度に於ける土人の種類、性質及び風俗、習慣は以上を以て其の概要を説述し盡したれば、今や愈々外來人の状態を説明すべき順序なりと雖も、尙ほ讀者の参考に資せむか爲め、他の土人に比し數に於て最も多く智能の比較的發達せる瓜哇人に關し、歐洲人の著作中より數節を摘譯して左に掲げむとす。

#### 瓜 哇 島 土 人

瓜哇（マツラ島を含む）には二千九百七十一萬五千九百の土人あれども、其の總てが瓜哇人なりと見なすへからず。右の數字中には凡そ三十萬の馬來人、スンダ人の約二百五十萬を含み、尙ほ後者より少しく多數なるマツラ人を含む。馬來人のバタビヤに在るもの其の數瓜哇人を凌ぎ、スンダ人は瓜哇の西部に住み、マツラ人はマツラ島其の他に住す。而して瓜哇人は瓜哇の中帶に居住せり。尙ほカラシングス人あり、其の數非常に多く、衣服云々言語云々瓜哇人と同様にして殆々全部回々教を信し、瓜哇人と雜婚せるを以て兩者を區別すること難し。本島中部に住し、其の祖先に就きては未だ判明せざれども、瓜哇人間に傳へらるゝ口碑に依れば、ある女王とその子とより生れしと云ひ或はある男と犬との間に産したりなどの説信せられつゝあり。事實瓜哇人、スンダ人並にマツラ人は同一種族にして、唯歴史と氣候との關係により多少異なる方向に進化したもの、如し。

スンダ人は三者中最も慄悍にして、瓜哇人よりも丈高く精力強く、丸太造りの小屋に棲み主として農業を營む。開化の度は瓜哇人よりも低く言語は瓜哇人の夫れよりも梵語<sup>サンスクリット</sup>に乏しく、馬來人の夫れよりも波斯、アラビヤ語に乏し。宗教は回々教を奉れども、チ・ウヂュン<sup>クライス</sup>河の流域に在る者内には佛教的信仰を有せるもあり。

マツラ人は頑固にして復讐心強く、些の侮辱に對しても劍を以て報ゆるを常とされども、勤勉にして質實、他の種族よりも怜憐なり。されど又吝嗇無情ならざるにあらず、權利の侵害を憤り不正の求刑に服せず。熱心なる回々教信者なり。

瓜哇人は右三族中にありて體質最も纖弱、風姿最も閑雅、智識優れ社交に長じ、最も優勢なり。

#### 瓜哇人の家屋並に村落

瓜哇人は生來農業者たるの運命を有し、住居せる土人に対する愛着心強く、丸太造りの小屋に棲み主として農業を營む。開化の度は瓜哇人よりも低く、單位として見るときは、一にテッサ<sup>デッサ</sup>と稱し、一村に三千乃至五千の住民あり。市に在るときは他の土人並に支那人、アラビヤ人と同様各自集團して特別の區を成す。瓜哇人の村落は椰子樹等に圍繞せられて遠く之れを望めば美しき樹林の如し。是れ無造作なる木造家屋が周囲の椰子樹等に蔽はれて見難きが爲めなり。村落は周圍に竹矢來を繞らじて村の限界となし。家々は竹或は時に珈琲の樹の垣を縛り、其の垣の外側は相續いて該村落を圍繞す。

家屋は地形を爲して建て、尙ほ其の基礎の用をなさしむか爲め土地は之れを少しく高くす。否らずむは温潤にして非常に健康を害するを以てにして、唯家庭内の禮拜堂は柱の上に建つること通例なり。而して此の地形の法たる、印度に普通行はるゝものにしてヒンズー族の感化に由る。家屋の構造は一様にして外觀優美ならず、煙突の設備なく煙が隙間を漏れて出づるに任せたれば、煙は人の咽喉を刺せども瓜哇人は之れに堪ふるのみならず、夥しき蚊の襲来を防ぐに最もよき方法なりと思惟しつゝあり。爲めに絶対に火を焚き、又冷夜<sup>コールド、ナイト</sup>には火の傍に莫産を敷きて寝ぬ。窓なき爲め光線は普通戸口又は竹垣より入るに過ぎざれば、屋内は晝も暗し。家屋は竹材葺葺の簡単軽量なるものなれば、火山地方にして地震の數次なる本島に於ても何等憂ふるに足らず。富豪の住宅は普通三個の建物より成り、孰れも屋根の棟木の端に反り、又廊下にて各建物を連結せることあり。第一をパンドガ<sup>ワーベン</sup>と云ひ接待、集會、饗宴用たり。中央の建物をブリンギタン<sup>ワーベン</sup>と云ひ宿泊或は滞在せる客の接待用とし、又ある場合には人形芝居の舞臺となる。第三の建物をオマ<sup>マ</sup>と呼び之れそ實際の住宅にして家族の用に供せり。

通常プリンギタンの左方には厨、浴室並に米搗部屋あり、後方には水牛又は牛の小屋あり、又右方には大なる米倉ありて其の入口高し。此の米倉の背後に禮拜所<sup>ランガ</sup>ありて子供は經典を習ひ、婦女は祈禱を捧くる爲めに折々此處に入るなり。普通農家は唯二部より成り彼のプリンギタンの用をも爲すバンドボ<sup>コーラン</sup>オマーコ是れなり。此の農家のオマーは家族の居室のみならず、厨及び農具を置く所を兼ねたり。家具には種々あり。形狀色彩を異にせる莫産もあれば、土器銅器もあり、臺所用の器具も見ゆれば、蒲團、衝立、洋燈、瀬戸物、竹籃も見ゆ又漁獵農具も見ゆ。是等の家具の數々、品質<sup>ミハ</sup>は暮じ向如何に依ること勿論なり。

周圍に芭蕉、椰子等の果樹を植<sup>スル</sup>、農家と道路との境に竹垣を繞らし、さゝやかなれども花壇あり菜園ある農家の風光は、野趣多しさ雖も、家屋<sup>シテ</sup>いふよりは假小屋の如く見ゆるも是非なし。村は斯かる客家の集合なることは既に述べたる所、其の中央には芝地あり其處に市場開かる。村長の家は通例此の市場を職下する處に立てり。時を報し又急を知らす爲めに太鼓の如きものあり。住民は自己の選舉したる村長に服従し平和なる生活をなせり。而して此の村長は習慣及び傳説より成れるアダート<sup>ト</sup>云ふ規則に依り村民を支配す。尙ほチエリート即ち回々教の規則あり、神學儀典に關じてはアダートに優先して適用せらる。是等ミ和蘭宗主權との三者は實に瓜哇人の社會的、政治的生活を支配する權力なり。土人間の爭訟は歐洲判事監督の下に、土人判事はアダートに依り之れを判決すれども、若し此の慣習法が歐洲の人情に反するときは和蘭官吏之れに干渉し、其の承認なくむは之れか判決をなすを得ず。故に事實上土人の判事又は村長之れに關係するにも拘らず、最終の裁斷をなす者は和蘭官吏なり。若し夫れ土人<sup>ミ</sup>歐洲人<sup>ミ</sup>の争訟又は歐洲人が犯罪者なるとき<sup>ミ</sup>在りては、歐洲人は和蘭の警察、和蘭の法律に支配せらるゝのみ、尤もアダート違反の場合に際しては此の慣習法の斟酌せらるゝこそ勿論なり。

### 瓜哇人の生業

瓜哇の主なる產物は米、珈琲、甘蔗、茶、規尼涅、藍等なれば、瓜哇人の生業は主として農業なり、殊に米作に從事するもの多し。蓋し他の產物は雇主に利益多けれども自己に利益少ければなり。

工業は主に煙草、茶、藍、珈琲及び砂糖等農產物の加工にして多數の瓜哇人之れに使役せらる。彼等は習熟し得べき性を有すれば、常に必ずしも勤勉ならず。一般に瓜哇人は生來勞働に適せず。彼等は朝脯一箪の米<sup>ミ</sup>一豆の果實<sup>ミ</sup>たにあらは生活し得へく、且つ其の食物たる土<sup>ミ</sup>地膏腴の爲め殆ど勞せずして得へし。彼等の欲望の範圍は單に生活の資を得るに止まるを以て、成るべく勞せざらむことを欲す。故に新なる欲望を充さむか爲めにより多く勞働するよりは、欲望を抑制すとも勞働をより少からしむことを望むなり。是れ何故に然るか。惟ふに數世紀の長き、彼等は自己の爲めならざる勞働を絶<sup>スル</sup>持續したる事實に歸せざる可らず。故に將來に對する觀念を涵養し、自己勞働の結果を享有するこそ可能なりと知るに至らは、日常の業務に熱心を伴ふの時必ずや来るへし。

米作並に果樹栽培の傍ら漁獵を副業<sup>スル</sup>。然れども海岸又は大河畔に住める瓜哇人は狩獵すること稀なり。其の所以他なし。狩獵は多く漁業よりも困難なる仕事にして收益不確實なるのみならず、耕作地増加の爲め獲物少く、特定の獸肉を食用に供することは回々教の規則により禁ぜられたるに由る。虎、犀、鹿、水牛を産す。豚甚だ多く、作物を荒すを以て容赦なく狩る。されど宗教上食料<sup>ミ</sup>ならざるか故に、之れを支那人に賣るなり。唯山地に在りては此の規則も比較的弛み、乾肉<sup>ミ</sup>として賣れるか買ふ者甚多し。鳥には孔雀、鳩鳥、鶴あり是等は羽毛<sup>ミ</sup>を以て貴はれ、鳩は肉<sup>ミ</sup>聲<sup>ミ</sup>に依りて愛せられ瓜哇人は大抵之れを飼養せり。鳩、魚狗、鸚鵡等は網にて捕へ羽毛<sup>ミ</sup>は支那又は歐洲に輸出せらる。又蛇は食用<sup>ミ</sup>なし皮は歐洲に送らる。

### 第五章 人種、風俗及び習慣

(瓜哇更紗と稱せらるゝものは是れなり)即ち薄き銅板の漏斗に白蠟の熔液を充たし、細管より極めて緩やかに流出せしめて綿布の両面に同一意匠を描く。而して其の線の太さは漏斗の穴の大小種々なるものを用ひて加減す。之れを適當なる色(普通赤、青、褐色等なり)の染料桶に浸せは蠟の附着せる部分は全部染まるべく、之れに湯を注ぎて蠟を去り、復た前同一の方法にて意匠を描き、別の色の染料桶に浸し、斯くするこゝ數度なれば、甚た複雑なる模様を現して美麗なり。其の更紗は外國の美術鑑識家の賞讃得く能はざる所なり。此の精細なるパチカスは婦女の職業なり。スラカルタ及びチヨクチャカルタ兩州には意匠並に染色の學校あり、スラカルタ州の王及びチヨクチャカルタ州の王(スラカルタ州の王及びチヨクチャカルタ州の王)は他の土人の到底着るこゝ能はざる特種の模様ある更紗を纏ふ。

更紗は歐洲人商館の捺染(ブリントラック、キャリコス)更紗輸入以來、瓜哇人其の廉價なるを見て購求し直に之れが摸造を始め、歐洲品同様の品を一層廉價に製出するに至り、爲めに精緻なるパチカスの工藝は大に衰弱し、其の產地として著名なりしエリボン及びインドラマヂュ地方に於ては既に此の製作を停止せり。若し此の頗勢にして挽回せらるゝ無くんは、數十年の後には著名なる此の工藝品は單に王族又は歐洲好事家の賞玩に供するに止まるこゝなるへし。

外國人は明治三十八年蘭領東印度總督府の調査に徴するに、總計六十九萬八千三百二十一人にして、之れを種別すれば、

蘭領東印度在住外國人表	
種類	人數
支那人及び雜種	五六三、〇〇八
和蘭人及び雜種	八〇、九一〇
アラビヤ人及び雜種	二九、〇〇〇
獨逸人	一、四〇六
白耳義人	三一二
英吉利人	三一二
瑞西人	一九七
佛蘭西人	一八四
其の他の東洋人	二三、〇〇〇
計	六九八、三二一

の如し。即ち外國人總數は蘭領東印度全人口三千七百三十五萬一千三百二十一人の約百分の二なり。尙ほ瓜哇及びマヅラに幾萬の外國人あるかを檢するに、同島總人口三千九萬八千人中、支那人二十九萬五千九十三人、アラビヤ人一萬九千百四十八人、歐洲人六萬四千九百十七人並に其の他の東洋人二千八百四十人を包含す。然らば本邦人の居住する者なきかと云ふに、然らず。同地總督府に於ては支那以外の東洋人なる項中に包含して統計せるのみ、本邦人の渡來したるは德川幕府時代以來の事に屬し、今や此の地に在住せる者二千人を算すへし。而して此の内一半は商業、漁業等に從事すれども、他の一半は醜業に從事せる婦女子なりとす。左に前者の在住せる地方と、其の人数とを擧ぐれば、

在住本邦人地方別表

地 方	人 數
瓜哇	三九〇人
ホル子ガ	二八〇
スマトラ	一五〇
セレベス	五〇
其の他	二〇〇
計	一〇七〇

大略斯の如し。而して一説に依れば、日蘭貿易の行はれし徳川幕府時代に和蘭船長、バタビヤに於ける和蘭

東印度會社の内命を奉し窃に本邦人を使乗せしめて瓜哇其の他諸島内亂の鎮壓に從事せしめたりといふ。前既に一言したる御朱印船の往來に加ふるに、是等の興味深き説を以てせは、此の地と本邦人とは古くより密接の關係ありしを想見するを得へきなり。明治維新後邦人發展の先驅者とも云ふべきは、馬來半島より流浪し來れる行商人及ひ賤業婦にして、同二十七八年戰役迄は本邦人の數も尠く、總督府に於ける取扱も支邦人と同等なりしか、同三十年九月發布日蘭新通商航海條約の實施後は歐洲人と同格者となれり。同三十三年以來或は店舗を設け、或は出張所を設け、燐寸、雜貨を輸入する者増加し、漸次在住者の營業振り着實鞏固となり、賤業婦も漸く其の數を減したり（尙ほ第九章第二節日瓜貿易、瓜哇に於ける本邦商店の項参照）。

（註）歐洲人の著作中に曰く、日本人は日清戰役に臺灣を獲得し日露戰役に大捷を博して以來極東の霸者となり、赫々たる國威を後援さし稀世の才能、同化力を活用して到る處着々として優勢の地位を占めつゝあり。殊に彼等は士人と同人種たる利益を有し、且つ歐洲人同様の強國氏と稱せらるゝを以て最も遅く渡來し最も人數少きにも拘らず、此の地方に於ては待遇最もよく常に他の黃色人種を壓倒し、歐洲人同様の尊敬を享げつゝあります。斯の如き事實は土人には彼等の名聲を一層擴大するに多大の便宜となるべし。現に此の地に於て發行せらるゝ新聞紙の第四面には醫師・藥舖・雜貨店等日本人の廣告夥しく、皆夫れ々々泰西最近の科學を應用して土人の需用に投じつゝあるに觀し、其の勢力を知り得べく、將來彼等は支那人を市場外に驅逐せむと企てつゝあるか如し。此の企畫は未だ輸るべき程度迄進行せずこそ雖も、現時の入數少き初期に於て現に勢力を有するより推考すれば速には其の目的を達するや疑を容れず。要之日本人初期の勢力を誇大視するも非なれど、また之れを看過するも可ならず。

日本人は曩日之成功其他に依り得意の境に在りて、比較的握手し易き此の地土人と親交を結ばむことなく、あるに似たれども、未だ著しき効驗現れたりとも見ゆ。唯王族<sup>アリストクラシー</sup>は多少好意を以て彼等を迎へつゝあれども、此れにて批難多くして撤岸なる日本人の爲めに一再ならず手を焼きたりしかば、寧ろ懇切にして柔順なる支那人と取引するを便なりとするに至れるか如しこ。若し此の末段の説にして眞ならば本邦人たる者大に省慮せざるへからず。

歐洲人は前掲の如く蘭、獨等の諸國人にして、尙ほ別に現役及び豫備役に服せる者約二萬人ありといふ。而して和蘭人の植民狀態を觀るに今や漸く一時的居住の趨勢を現すといふ。

次に支那人は前掲の表に依りて明なるか如く、和蘭の領地に在りて而も和蘭人より多數なり。是れ地理的關係にも依るへけれど、また歴史的原因なきに非す。彼等の蘭領東印度に渡航せしは、遠く唐の時代に初まり、元朝に至りて瓜哇、スマトラ等の入貢する者ありしかば、愈々支那人の渡航者多きを加へ、爾來續々其の數を増加し土人の婦女と婚して子孫此處に土着し以て今日に及へり。斯の如く永住的にして且つ土人と血族の關係を有し食物の如きも土人と大差なき者少からず。加ふるに勤勉にして忍耐力強く商才に富むを以て社會上皆相當の地位を占むといふ。而して支那の何れより來りし者多きかといへば、臺灣、福建、廣東並に澳門地方の住民にして、就中澳門人は性質敏捷にして手工的技能に長し、福建人は稟性溫和にして忍耐心強きを以て成功せるもの多し。

支那人の根蒂斯の如くに深くして、對土人取引の如きは主として支那商人を経て行はれ、且つ我か雜貨の如きも多くは彼等に依りて取扱はるゝの現狀に在れども、其の蘭領東印度に於ける社會的地位に至りては劣等にして土人と同様に遇せらる。例へば司法上土人同格者中に入れられ、爲めに裁判は土人と同一手續の下に施行せらるゝか如き是れなり。

## 第六章 言語及び宗教

前章に於て記述したるか如く住民の種族一ならざるを以て、言語及び宗教共に雜多なりと雖も、一般に使用せらるゝ言語は馬來語にして、一般に信仰せらるゝ宗教は回々教なりとす。更に以下項を分ちて稍々詳細に蘭領東印度に行はるゝ言語及び宗教を記述すへし。

言語。前述の如く一般に馬來語を使用し、官公吏及び教育ある土人は孰れも之れを解せると雖も、地方に至りては半數以上之れを解せざるなり。政廳の布達類は蘭語を主とし必要に應して之れに馬來語の譯文を添付し、時に支那人に關する布達又は支那人居留地には支那語の譯文を添付す。歐洲人間の取引には英語を用ひ土人との取引並に土人を使役するには馬來語を使用す。故に蘭領東印度渡航者は馬來語の素養なかるへからず、且つ蘭語の修得も亦必要なり。

宗教。蘭領東印度に傳布せる宗教は回々教を最大とすれども、尙ほ耶蘇教及び佛教等も亦信者なきにあらず。而して諸宗は行政法規の明文に依り信仰の自由を與へらる。既に第四章に於て述へたるか如く波羅門教先づ廣まり、次いて佛教の盛大なる傳播を見たるか、回々教徒の瓜哇侵入に際し、之れに服従せざる種族は瓜哇島の東バリ、ロンボクの二島に移住したれば、同地には佛閣尙存して一異彩を放てり。又テンダル人及ひバシユ一人は瓜哇内地の深林に隠れて今尙ほ回々教徒と交通せずと云ふ。

回々教徒は第十三紀に始めてスマトラ島に入り波羅門教及び佛教を驅逐し、第十六世紀には先づ瓜哇西部のバンドン地方に住する王族を征服し、次第に勢力を得、遂に瓜哇の統治權を掌握し、命令を發して回々教の教旨に服せざる者は都て奴隸とすへしと宣言せしかば、蘭領東印度諸島民の之れに改宗せしもの多く、今や全人口の九割に達す。回々教徒の信仰の熾烈なる、毎年同宗本山即ちアラビヤのメッカに參詣する者陸續として絶へず、禮拜者の數明治四十年には八千五百十四人、同四十一年には九千百六十一人を算し、教長たる土耳古帝を尊崇することは自己の統治者たる和蘭女王に對するより以上なり。回々教の僧侶は儀式に關する百般の事項を管掌するを以て職とし、其の教徒にして被告人となるものあれは、各村の僧侶をして宣誓せしむるの制度を探れりと云ふ。

耶蘇教の蘭領東印度に入りしは葡萄牙か此の地方に霸者たりし時にて、モルッカ諸島のアンボイナ、テルナテ等に先づ布教し此の地方を根據としてセレベス、ボルチオ、スマトラ諸島に廣め、次きて瓜哇に入り。但し之れは舊教にして、新教は今を去る約三百年前セレベス島ミナハサに布教せられしを始めとし英、獨、米諸國より布教の爲め渡來する者絶む。而して土人の耶蘇教を奉する者はミナハサ人(新教)とアンボン人(舊教)とのみなりといふ。明治四十三年の調査に依れば耶蘇教宣教師三百五十人を算す。尙ほ土人及び東洋人の信徒數は、明治三十八年の調査に照らすに、瓜哇、マヅラ両島に於て二萬六千人、支部に於て四十三萬四千人なり。

## 第七章 政 治

第一行政—行政區劃—瓜哇及びマヅラ—瓜哇三大都市—支部—行政機關—衛生—教育—軍備—

財政—第二司法—第三立法

前各章に於て、蘭領東印度の一般を研究したるか、然らば斯の如き國の政治は、如何なる施設の下に行はれつゝあるか。是れ本章に於て其の梗概を記さむとする所なり(交通に就きては次章商業の項参照)。

## 第一行政

**行政區劃。**蘭領東印度は行政上之れを分ちて、州、縣、郡、區、邑とす。又之れを瓜哇及びマヅラと支部との二に區分す。而して支部はスマトラ、ボルネオ、セレベス、ニューギニア及びチモル各島の一部に他國領あることは既に第一章に於て之れを述べたるを以て今復た贅せず。以下此の二大別に従ひ其の各部の概況を窺はむとす。

一、瓜哇及びマヅラ。瓜哇島を十六州に分ち、マヅラ島を一州と爲す。左に各州の面積並に人口を表示し其の中重要若くは特種のものに就き説述すへし。

瓜哇及びマヅラ各州面積及び人口表

州名	面積 平方面	人口
バナンタム	一四三、六	八九五、三九〇
パタビヤ	二一一、七	二、一〇九、三五二
ブリアンガ	三七一、〇	二、六九六、七六七
チエリボ	一二三、三	一、七〇九、〇〇五
ベカラング	一〇〇、八	一、九九〇、二八六
スマララ	一四八、八	二、六一四、九二三
スランバヤン	一三五、二	一、四九六、七九八
スラバヤン	一〇八、一	二、四九六、七九八
スルア	一五九、四	二、〇三二、一七〇
バンジャマスキン	一八四、五	九七二、四七五
パンジマス	一〇一、〇	一、四八六、一二九

瓜哇島には大都市三あり、バタビヤ、スマラン、スラバヤ即ち是れなり。

一、バタビヤ市。史を案するに、千六百十六年時の總督はジャカトラにトレイダント、ボストを建設したるか、同十八年コエン氏總督となるに及び其の交易場の周圍に城砦を修築せり。後コエン氏は之れを蘭領東印度の首府となせり。今のバタビヤ市即ち是れなり。明治三十八年の調査に依れば人口總數十三萬八千五百五十一人にして之れを内譯すれば土人九萬九千三百二十人、支那人二萬八千百五十人、歐洲人八千七百七十七人、アラビヤ人二千五十八人及び其の他の東洋人二百四十六人を算す。

バタビヤ市は蘭領東印度總督府の所在地にして、市内水運の利多く百貨の集散頻繁を極め、舊バタビヤを中心としウエルテグレー・デン並にタンデヨンブリヨツクの新市街を包羅す。舊バタビヤはチ、リッオング河右岸に在り、千六百九十九年の大地震は同河に泥土を送り排水の路を擁塞したるを以て不健康の度を増せり。タンデヨンブリヨツクはバタビヤ灣に臨みチ、リッオングの河口に位し、舊バタビヤを距る六哩餘にして棧橋、船渠等諸設備整ひ築港費實に二千六百五十萬フローリン即ち約三百萬磅を要し、道路、運河、鐵道の交通機關之れに聯絡す。而して盛に珈琲、砂糖、藍、規尼涅、コブラ等を輸出し、輸入品亦多し。ウエルテグレー・デンは舊バタビヤを南に距る一、二哩にあり。タンデヨンブリヨツクがバタビヤの繁盛を代表するに對

し之れは其の豪奢を表彰せり。美麗なる街衢、宏壯なる庭園あり、歐洲人の別墅櫛比して通風よろしく健康地なるか故に、歐洲人多く此處に住み舊バタビヤの事務所に通勤す。ブイテンゾルグには總督府政廳あり又世界第一の植物園あり、面積七十町歩構内には植物學實驗室、果實陳列室、種子培養場、研究室、圖書館等の諸施設完備し規模の宏大なる實に驚くに堪へたり。

尙ほ外國の案内記に依り本市旅館の設備を一言すれば、廣間百三十八室を有するインデス、ホテルを最大どし、チーデルランデン、ホテル、瓜哇ホテル、ウイツセ、ホテル等之れに次ぐ。室内清潔にして電話、浴場其の他の設備あり。

二、スマラン市。本市はスマラン州の首府にしてスマラン河畔に在り。東洋貿易の中心にて珈琲、砂糖、烟草、藍等の輸出盛なり。明治三十八年人口調査に依るに住民總數九萬六千六百九十六人にして此の内土人七萬六千四百十三人、支那人一萬三千六百三十六人、歐洲人五千百六十二人、アラビヤ人六百九十八人、其の他の東洋人七百八十七人あり。市内歐洲人の住居せる部分は新舊の二に分つを得へく、舊居留地は海岸に近くして恰も南歐に於ける港灣都市に似たり。其の家屋櫛比し主に二階造なり、市街は狭く樹木無きを以て暑氣強く塵埃多し。新居留地はボデヨンにして壯麗なる道路の横斷するあり、近年各道路に樹木を植付けてあるを以て大に美觀を添へたり。最も住居に適するはチャンデ地方にして本市の南約二哩、海拔三百尺の高地なり。此處にチャンデ、ホテルあり、其の丘陵に登れば下の谿谷に市街を見、前面にスマラン灣を望み風光頗る佳なり。チャンデに行かむとせは輕便鐵道に依りデヨンバンに到り其れより馬車又は徒步にて登るを得、若し豫め旅館に通報すれば馬車の用意をなし無料にて出迎へをなすと云ふ。最も大規模の旅館はパヴィ

ロン、ホテルにしてボデヨン街に在り、其の設備最も完全なりと云ふ。其の他の旅館はチャンセン、ホテル、ベンション、ホテル、バワン、ホテル、セントラム、ホテルなり。主たる輸出品は珈琲、烟草、藍、砂糖、米等なり。

バヴィロン、ホテルに近く綠草平野の公園あり、一週一回宛奏樂をなす。其の北方に政廳あり、其の附近に郵便局あり俱樂部あり、鐵道の停車場は海岸に近く市の北東方に在り。ボデヨン街には珈琲店、ビヤホール等あり、停車場よりデヨンバンに至る通路としてウーナラン街あり。此の道路に沿ひ支那人の市街あり、其の支那人首長の庭園は支那式にして規模宏大頗る美觀なり。市の北端にアラビヤ人及び瓜哇人の市街あり、瓜哇人街は土地低濕にして雨期に際し數次浸水の厄に遭遇せしか、近年市の東方と西方とに二個の運河開鑿せられし爲め洪水を免れ、大に健康地となり著名なりしマラリヤ熱の如きは近時極めて稀なりと云ふ。西方運河の水閘はリモンガンに在りて一見の價値存す。ボデヨン街の西方市外にプリンス、バン、オランダ城趾あり、地層軟弱の爲め幾分地表低下せりといふ。

スマラン市より短距離旅行に適する地はソロ、デヨクデヤ、アンバラワ、サラチガ、マグラム、ボロブードル及ヒヂエン山なりとす。就中ボロブードルの佛跡に至りては考古學上の珍材料たり。

三、スラバヤ市。本市はソロ河畔に位し、港はカリ、マス河口に在り、マヅラ島と相對するか爲め風波靜穩にして良港たるを失はす。スラバヤ州の首府にして、嘗て蘭領東印度全体の首府たりしこあり。蘭領東印度第一の貿易港にして歐洲との輸出入殊に盛なり。人口は明治三十八年に總數十五萬九十八人を算し、之れを區分すれば土人十二萬四千四百七十三人、支那人一萬四千八百四十三人、歐洲人八千六十三人、アラ

ビヤ人二千四百八十二人及び他の東洋人三百三十七人となる。商業會議所(他の二大都市にも之れあり)軍司令部、造船所等あり、且つ和蘭東洋艦隊の根據地として知られ、全市活氣に充ち自動車三千臺、馬車二万台を有すといふ。旅館にはシンバン、ホテル、エンボンマラン、ホテル等あり。

土人自治州。瓜哇には土人自治州あり、即ちヂヨクヂヤカルタ、スラカルタ是れなり。舊時の王族ありて形式的には統治の權を有すれども、實權は和蘭官吏の掌中にあります。

## 二、支部。其の各面積及び人口を舉くれは左の如し。

支部面積及び人口表（明治三十八年）

	面積 平方面	人口
スマトラ島スマトラ西海岸	三一、六四九	一、七二一、七七八
スマトラ東海岸	三五、三一二	五六八、四一七
ベンクレン	九、三九九	二〇四、二六九
ランボングス	一一、二八四	一五六、五一八
パレンバン	五三、四九七	七九六、三五二
アトジエー	二〇、四七一	五八二、一七五
ホル子オ島西海岸	五五、八二五	四五〇、九二九
東南地方	一五六、九一二	七八一、七二六
セレベス島セレベス	四九、三九〇	四一五、四九九
メナド	二二、〇八〇	四三六、四〇六
リヨウ、リンガ群島	一六、三〇一	一一二、二一六
パンカ	四、四四六	一一五、一八九
ビリトン	一、八六三	三六、八五八

モルツカ諸島  
チモル群島  
バリ及びロンボク  
ニューギニア

四三、八六四

一七、六九八

四、〇六五

一五一、七八九

四〇七、九〇六

三〇八、六〇〇

五二三、五三五

二〇〇、〇〇〇

行政機關。先づ中央行政機關を略述するに、蘭領東印度統治の最高權を有する者は和蘭女王の勅任に係る總督にして、啻に政府の行政權を代表するのみならず、本國の立法權に觸れる限り行政に必要なる諸般の法規を發するの權限を有し、參事會の補佐を受く。而して參事會は五人の參事會員より成り立法的並に顧問的の職務を行へども行政上に容喙するの權限を有せず。

而して地方行政機關は瓜哇及びマツラに在りては各州に駐在官を置き、其の下に數人の補助官吏あり。支部は知事、駐在官その他の支配に屬す。

尙ほバタビヤ、スマラン、スラバヤ等十六市には明治四十一年以來自治制度を布き、又多數移住せる支那人、アラビヤ人には各々其の民長を選定して行政事務を司らしめて自治と類似の制度を設く。

衛生。既に第三章に於て述へたるか如く、蘭領東印度に於てはマラリヤ熱その他の疫病未だ根絶するに至らす、總督府は陸軍衛生部と共に其の疾病的豫防並に撲滅に力めつゝあり。唯領域廣大なるに加ふるに住民衛生上の知識に乏しきを以て、施設の不十分なる地方多しが雖も、瓜哇の如き政治、産業の中心にして歐洲人の居住するもの多く、土人亦他に比し開化せる地方に在りては、衛生的施設發達し官私之病院並に醫師に不足を感じ。最近の調査に依れば、官私立療養所左の如し。

陸軍病院	三三
驅蟲病院	七〇
土人専門病院	四九
中央病院	七
瘋狂病院	一
ベリベリ病靜養所	一
痘病院	二
二私立	一
礦山及び農區設立病院	二二
瘤病者收養所	一三
宣教師設立病院	一二
養生院	六

此の外傳染病研究所及び土醫養成所各々一箇所あり。尙ほ傳染病検疫の爲め港灣を四種に分ち、港醫及び検疫所を有し且つ消毒驅鼠の設備を有するものを第一級港となし(バタピヤ、スラバヤ、サバン等の四港あり)、港醫及び避病院を有し且つ消毒の設備を有するものを第二級港となし(スマラン、アンボイナ、ポンチアナ、メナド、テルナテ等廿六港あり)、單に港醫のみを有するものを第三級港となし(バンダ等五十四港あり)、港醫すら無きものを第四級港となし、以て検疫を廻行せり。

教育。土人教育の普及並に其の發達を企圖することは植民政策上蘭領東印度の當に努むへき所なるか、其の明治四十四年度の土民教育費豫算額を見るに約四百萬盾にして、土人全人口三千七百萬に割り當つれば一人當我か十錢に足らす。土人の爲めに設けたる師範學校は其の數六校にして、其の教員四十一人、生徒五百

十六人あり(明治四十二年)。尙ほ土人の爲めに設けたる小學校並に其の生徒數を掲ぐれは左の如し。

蘭領東印度内土人小學校表

地 方 名	官		私	
	學校數	生徒數	學校數	生徒數
瓜哇及びマツラ	四七二	一〇三、六二七	六一六	六三、七一〇
支 部	三九三	七五、〇四八	一、二九九	七五、〇九四
計	八六五	一七八、六七五	一、九一五	一三八、八〇四

(備考) 瓜哇及びマツラに於けるものは明治四十二年、支部に於けるものは明治四十一年の調査に係る。

即ち土人の爲めに設けたる小學校は官私を合して、校數二千七百八十、生徒數三十一萬七千四百七十九なれども、外に土人會長の兒童の爲めに設けたる學校四(生徒數四百四十八人)あり。強制教育主義を探れるを以て著名なるはミナハサ國にして(第五章參照)、各村必ず小學校を有し七歳乃至十三歳の兒童は強制的に義務教育を負はしむ。尙ほ師範學校は固より宗教學校、女學校、技藝學校並に政治學校の設備ありて知識の程度一般に高し。尙ほ歐洲人の爲めに設けたる小學校は公私立を合して二百三十三校、其の生徒二萬八千三百二十人(内六千二百二十二人の土人生徒を含む)を有し(明治四十二年)、東洋人の爲めに設けたる學校は四百七十八校、其の生徒一萬二千四百二十六人あり(明治三十九年)。

軍備。先づ陸軍に就きて説明せむに、明治四十四年に於ける兵員總數三萬四千四百九十人、其の内歐洲人一萬六百五十六人にして他は土人なりとす。外に歐洲人及ひ土人より成る小豫備隊あり。軍團は歐洲人及ひ土人を混合して編成すれども、同一大隊中各中隊を異にし、將校は悉く歐洲人を以て任し、土人の中隊に於け

る下士の半數以上は亦歐洲人を配するを現行制度となす。兵種に歩騎砲兵あり。和蘭本國の常備兵は之れを蘭領東印度に派遣するを得ずと雖も、兵士の志願に依り指揮官の許諾を得て植民地兵藉に編入するを得。又陸軍士官學校をバタビヤの近傍ミーステル、コルチスに置き、兵卒學校を各大隊に屬せしむ。次に海軍を見るに最近戰鬪艦五隻(一萬五千噸)及び巡洋艦二隻(八千噸)等ありといふ。

財政。明治四十四年に於ける歲出入を見るに歲出二億二千八百七十三萬八千百二盾に對し、歲入二億一千二百五十八萬八千七十五盾にして歲入の不足一千六百十五萬二十七盾を算す。而して歲入の内容を檢すれば家屋税、地租、免許税、關稅、人頭税、間接稅の各租稅收入、鹽、阿片の各專賣收入、鐵道、土地の各收入及び珈琲、規尼涅、錫、石炭、護謨等の各產物賣却代等にして、之れを百分比例にて表せば、同年度歲入の四割一分一厘は租稅收入、二割五分五厘は專賣收入、一割三分四厘は物產收入にして、殘りの二割は鐵道、土地其の他の收入なり。若し夫れ歲出の各組成分百分比例に至りては今之れを詳にせすと雖も、其の中軍備費は凡そ二割五分なりとす。

(註)關稅に就きては附錄一蘭領東印度關稅を參照へし。

### 第二司法

歐洲人及び之れと同格者は、土人及び之れと同格者と、司法上亦其の取扱ひを異にせらる。即ち前者は高等法院、地方裁判所、區裁判所に於て裁判せられ、後者は地方裁判所、警察裁判所、保安裁判所に於て其の裁判事務を取扱はる。

### 第三立法

總督は本國の立法權に抵觸せざる範圍に於て、蘭領東印度の行政に必要なる法律規則を發するの權限を有すること既に述べたる所の如し。

## 第八章 産業

農業—珈琲—砂糖—煙草—茶—商業—貨幣及び度量衡—金融機關—外國為替—交通機關—

東部諸島に於て本邦人の爲めに有望なるべき事業

一般住民の智能最も優れ、交通運輸の設備最も整ひ且つ政治の中樞たる瓜哇及ヒマヅラは、產業に關しても亦其の中心たるを失はず。而して支部に於ても漸次發展を見るべきは天產の豊富なるに徵して疑を容れずと雖も、尙ほ未だ開拓に着手せざる所甚た多し。故に主として瓜哇及ヒマヅラに於ける産業を記述すへし。(尙ほ第二章地勢、地形及び產物参照)。

第一農業。瓜哇及ヒマヅラに於ける土人耕作地は明治四十二年に八百四萬六千八エーカー(一エーカーは我が四段二十四歩に當る)に達せり。序を以て一言すへきは土人の土地所有を許さず。殊に和蘭人も外國人同様の取扱を受け、此の地に出生したる蘭人子孫と雖も土地の所有を爲すを得ざるなり。而して政府は未開墾地を賣却し、又は其の一部を外國人に期限付にて貸下くるの權利を有すといふ。

尙ほ千八百二十九年ヨハンチス・グラーフ・ファン・デン・ボッシュ將軍は強制耕作制度を創設し、政府の權力を以て強制的に珈琲、砂糖、藍、胡椒、茶、煙草の耕作に從事せしめたり。而して今や此の制度は唯珈琲

栽培にのみ之れを行ひ、他は悉く自由耕作となせり。左に主要なる農產物の狀況を記すへし。

**一、珈琲。**珈琲は千六百九十九年より瓜哇に移され、千七百六年初めて和蘭市場に上され非常なる歡迎を受け、爾來全島に栽培せらる。瓜哇に於ては四千呎迄の高地によく成育すれども、特に一千四百呎乃至二千八百呎の地を最も適當とし、其の產額の多き全世界消費量の五分の一を供給すと稱せらる。最近三箇年間の產額を比するに左の如し。

蘭領東印度珈琲產額表

年 次	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年
產 額	五五、〇〇九、九七八封度	六一、八六五、〇六三封度	五〇、二八八、八六五封度

**二、砂糖。**甘蔗も亦瓜哇本來のものにあらずして他より移植されたるか如し。歐洲人渡來の時より數百年前既に繁殖せりと云ふに徴すれば、其の移植せられたるは比較的古き時代に屬すへし。前述ボッシユ將軍の強制耕作制度を創設するまでは其の產額多からず。而して該制度採用以來瓜哇に於ける製糖業は空前の進歩を遂げたるか、歐洲甜菜糖製造業の發達と、セレ病の發生とに依り俄然一大頓挫を來したり。而して當業者のそれに對して採りたる方針は、中央糖業組合を組織し、試驗場を設置して、各所に大會を催し、政府に屢々請願し、セレ病の原因を探究し、其の撲滅豫防策を講するにありしか、其の効果現はれ遂に斯業は再び隆盛となれり。

甘蔗の耕作地は明治四十二年に蘭領東印度全體に於て、三十三萬二千七百八十一エーカーに達せり。今最近三箇年間の砂糖產額を見るに左の如し。

蘭領東印度砂糖產額表

年 次	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年
產 額	一、〇二五、八〇一噸	一、一二四、一八六噸	一、二二三、二〇〇噸

**三、煙草。**土產煙草はケヅー、ペカロンガン、バスクラン、レンバン等各州に產し、葉小さく香氣は歐洲人の嗜好に適せず。又歐洲煙草は瓜哇の中部及び東部に栽培せらる。明治四十二年に在りては其の蘭領東印度に於ける耕作地三十三萬二千七百八十一エーカーに達し、瓜哇に於ける產額實に左表の如し。

瓜哇に於ける煙草產額表

年 次	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年
產 額	三七、九七一、一四六萬	三〇、五一四、四八七萬	二六、四三三、九〇八萬

**四、茶。**茶はブレアンガーヌに最も多く產し尙ほバタビヤ、ケヅー、ペカロンガン各洲等に產出すること少からず。瓜哇に於ける產額左の如し。

瓜哇に於ける茶產額表

年 次	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年
產 額	一一、四九四、六六五萬	一五、一九六、八九四萬	一二、七二六、五七八萬

其他米、幾那、藍、胡椒等の產額尠少にあらず。

**第二商業。**外國貿易の一班は之れを次章に述ふへく、本章に於ては貨幣制度、金融機關、外國爲替、交通機關等を記すへし(尙ほ第七章政治、行政の項中交通の部參照)。

**一、貨幣及び度量衡。**蘭領東印度の貨幣制度は和蘭本國と同一にして、十盾の金貨を本位貨幣とし、尙ほ

二盾五十仙、一盾及び五十仙の三種銀貨は準法貨として、無制限の通用力を有す。故に此の地に發行せらるゝ紙幣の兌換は銀貨を以てし、外國貿易關係上本國又は此の地に金貨若くは金貨爲替を所有す。左に右貨幣を示さむ。

蘭領東印度貨幣表

年 次	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	重 量		純分比例
				一本位貨幣 金 貨	十盾	
				二・二一分の一盾 一盾 二分の一盾 四分の一盾 十分の一盾 二十分の一盾 二・二分の一仙 一仙 二分の一仙	一五・〇〇〇 一〇・〇〇〇 五・〇〇〇 三・一八〇 一・二五〇 〇・六一〇 〇・七二〇 〇・七二〇 四・八	○・九〇〇 ○・九四五 ○・九四五 ○・九四五 ○・七二〇 ○・七二〇 ○・九〇〇
				二・二一分の一盾 一盾 二分の一盾 四分の一盾 十分の一盾 二十分の一盾 二・二分の一仙 一仙 二分の一仙	一五・〇〇〇 一〇・〇〇〇 五・〇〇〇 三・一八〇 一・二五〇 〇・六一〇 〇・七二〇 〇・七二〇 四・八	○・九〇〇 ○・九四五 ○・九四五 ○・九四五 ○・七二〇 ○・七二〇 ○・九〇〇
				二・二一分の一盾 一盾 二分の一盾 四分の一盾 十分の一盾 二十分の一盾 二・二分の一仙 一仙 二分の一仙	一五・〇〇〇 一〇・〇〇〇 五・〇〇〇 三・一八〇 一・二五〇 〇・六一〇 〇・七二〇 〇・七二〇 四・八	○・九〇〇 ○・九四五 ○・九四五 ○・九四五 ○・七二〇 ○・七二〇 ○・九〇〇
				二・二一分の一盾 一盾 二分の一盾 四分の一盾 十分の一盾 二十分の一盾 二・二分の一仙 一仙 二分の一仙	一五・〇〇〇 一〇・〇〇〇 五・〇〇〇 三・一八〇 一・二五〇 〇・六一〇 〇・七二〇 〇・七二〇 四・八	○・九〇〇 ○・九四五 ○・九四五 ○・九四五 ○・七二〇 ○・七二〇 ○・九〇〇

(備考) 百仙を一盾(我が八十錢六厘四毛に當る)さす。而して振假名は瓜哇語に依る貨幣名を表す。

度量衡制度も亦貨幣制度と同様に和蘭本國の制度に倣す。

二、金融機關。蘭領東印度金融機關の中心は瓜哇銀行にして、紙幣發行の特權を有すると共に、政府の金庫出納事務を取扱ふ。其の最近三箇年間の紙幣發行額左の如し。

瓜哇銀行紙幣發行高表

年 次	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年
金 高	六五・八二〇、九四六	六八・八三六、七七二	七六・八九二、九六四

瓜哇銀行の外に和蘭貿易銀行、蘭領印度割引銀行、蘭領印度商業銀行、拓殖銀行、香港上海銀行支店、チャータード銀行支店の六行あり、外に貯蓄又は貸付専業の小銀行三、四を有す。我が横濱正金銀行と取引關係あるものは和蘭貿易銀行及び香港上海、チャータード兩銀行支店なり。

尙ほ看過すへからざるは土人取引金融機關の發達せることにして、明治三十三年瓜哇の一、二地方に之れが創設を見たりしか、漸次重要地内に増設せられたり。政府は此の經營を監督すると共に維持費を補給し、之れに對して支拂ふべき年四分の利子を該銀行の積立金となさしめ、其の積立金の充實を待ちて補給金總額に對し同一歩合の利子を納付せしむることゝせり。而して明治三十八年に至り該銀行の發達助長策として、政府は其の株券に對する印紙稅を低減し且つ其の取扱證券の印紙稅を免除し、土人の土地家屋に對して貸付金融組合を組織せしめ、以て未收の米穀、竹木、勞銀に對し前貸をなさしめ、又瓜哇(ベスキ州を除く)及びマヅラ内必要の地には土人銀行の支店出張所を設けしめたり。蘭領東印度政府が土人の金融に注意せること刮目して見るべきなり。

又手形交換所はバタビヤ、スマラン、スラバヤにあり。スラバヤ手形交換所の明治四十二年度手形交換高は二萬八千七百三十九枚(金額一億八千三百三十一萬六千八百八十四盾四十二仙)なりとす。

**三、外國爲替。**終りに蒞み外國爲替を一言すれば、近年瓜哇對歐洲の爲替は順調にして、特に本國のアムステルダム港は此の地產物の集散地なれば、同地宛爲替は殆ど無手數料にして、瓜哇銀行の同地宛電信爲替は最高百分の〇、九六を要するに過ぎず。和蘭本國宛六箇月拂手形は之れに一分高を示すに過ぎず。私人の發行せる和蘭本國宛爲替六箇月拂手形は手形は手數料一分/ニ乃至一分五八にして、私は常に蘭領東印度の確實なる企業を助け、蘭領東印度内株式市場は一般に活氣を含めり。左に明治四十三、四年兩年のバタビヤ市場爲替相場を示さむとす。

バタビヤ市場爲替相場表

指圖地名		明治四十四年(佛國船)	明治四十三年
アムステルダム	三箇月拂蘭貨	一分/ニ	○分七八
倫敦	同	一一九二 <small>前後</small> /ニ	一一九八 <small>前後</small> /四
伯林	同	五八 <small>四</small> /ニ	五八 <small>四</small> /ニ
紐育	同	二、四七 <small>一</small> /ニ	二、四八 <small>一</small> /ニ
新嘉坡	同	一、四一 <small>三</small> /四	一、四二
香港	同	一、〇九 <small>一</small> /ニ	一、〇八 <small>一</small> /四
日本	同	一一三 <small>一</small> /ニ	一一四

#### 四、交通機關。蘭領東印度の交通は瓜哇及びスマトラの一部に發達を見れども他は尙ほ幼稚の域を脱せず

**一、運輸。**先づ陸運に就きて述へむに、道路鐵道の遺憾なく發達せりと云ふへきは瓜哇のみにして、其他はスマトラの一部に止まる。河川による交通はボルチオ及びスマトラ東岸に其の便あるに過ぎず。鐵道の延長は明治四十二年末に官設民設を合して千五百五十二哩に達す。次に海運を見るに較近此の地出入外國貿易船は三百五十萬噸乃至四百萬噸に達し、其の八割は汽船にして他は帆船なり。沿岸貿易船の出入噸數は外國貿易船の夫れに略々匹敵し、帆船は汽船隻數の約三倍を占む。今は等船舶の船籍を檢するに、外國貿易船に在りては新嘉坡を主とし、蘭領東印度、英國、彼南、獨逸、和蘭、濠洲、支那、諾威、佛國及び日本の順序にして、沿岸貿易船に在りては蘭領東印度を第一とし、其他は獨逸、英國、新嘉坡及び支那なり。日本船にして沿岸各港に出入せるは明治四十一年中僅に一隻に過ぎず。沿岸貿易は元來和蘭本國船又は蘭領東印度船の外之れに從事するを得ざる旨蘭領東印度憲法に於て規定したるにも不拘、一兩年前迄は普通貿易港間の地方的貨物輸送を外國船にも公許し來りしか、一昨年總督府令を以て之れを禁止すると同時に沿岸貿易相互通貿易港中マカッサー(セレベスに在りて、東都諸島產物の集散盛なり)、アンボイナ、バンダ、テルナテ(何れもモルツカ諸島重要港にして古來香料の產地なり)、ポンチアナ(西部ボルチオの重要な港なり)、サバン(スマトラ西北端の重要な港なり)等の十五港間、及び是等諸港との普通貿易港間貨物の輸送は外國船も之れをなし得へく、且つ土人自治州内各港間及びそれと他の普通貿易港間の運輸は、外國船と雖も蘭船同様の自由を享有するか故に、事實上或る程度迄は外國船にして沿岸貿易に從事するを得へきなり。(註)

(註) 外國船の出入り得べき港湾を分ちて三とします。即ち左の如し。

一、自由貿易港 リオ港(新嘉坡對岸に在り)

二、土人自治州の港灣

三、普通貿易港 瓜哇、スマトラ、ボルネオ、セレベス、リオ群島等に多し。今瓜哇にあるものを列挙すれば左の如し。

アンデエル、バンタム、バタビヤ、インドラマヂュー、チエリポン、テガル、ベカラונג、スマラン、チューアナ、レンパン、ス

ラバヤ、バスルアン、プロボリンゴ、アスキ、バカルカン、パンデュワンゼ、チラチャップ。

尙ほ法令に違反して沿岸貿易に從事するときは一萬盾以内の罰金に處せらるといふ。

二、通信。郵便局數凡そ三百二十七箇所あり。明治四十一年に在りては電信線の延長九千七百八十四哩、電信局五百五十一箇所を算し、日に完成の域に進む。而して郵便電信の事業は官營なれども、電話事業は官民二種の經營を見る。但し政府は漸次官營のみとして通信事務の統一を計らむとするものゝ如し。

尙ほ一般渡航者並に船舶業者の参考に供せむか爲め、蘭領東印度に於ける入國又は居住規則より數條を抜萃して、左に記載せむとす。

一、歐洲人及び同格者入國居住規則(一七七二年)  
(總督府令第三八號)

本邦人は歐洲人及同格者なるは既に述べたる所の如し。

第一條 蘭領東印度に到着する蘭國人及び同格者は到着後三日以内に、到着地管轄地方廳に國籍、姓名、年齢、出發地、旅行の目的を届出て入國許可證を申請すへし。其の有効期間は六箇月以内とし尙ほ之れを延長するを得。此の届出を怠れば其の日數に應じ、毎一日五盾の割合を以て料料に處す。但し百盾を超ゆるを得ず。

第二條 入國許可證所有者は許可期間内、各開港場又は許可證に明記せる地方に滞在居住するを得。若し許可證に明示せざる地方に滞在せるこを發見したる時は、其の地方官は許可證を取上くへし。

第三條 第一條記載の國氏は一定期間内、蘭領東印度諸島又は其の許可證に記載せる地方を旅行することを得。一州内の旅行は其の地方廳の、數州に亘るときは總督の許可を要す(下略)。

總督の許可を受け瓜哇及びマツラ島以外を旅行するときは、其の到着港管轄地方官に許可證を示して其の查證を受くへし(下略)。

第四條 蘭領東印度に居住せむとするときは、瓜哇及びマツラ島に在りては總督の許可を受くへく、其の他に在りては其の到着地管轄地方官を經由して其の地方を總括する最高地方官の許可を受くへし。

右申請者は努力の他の方法に依り、生活に差支なきを要す(下略)。

第五條 入國許可證を所持せずして旅行し又は其の許可を取消されたる者は、書面を以て所定期間内に蘭領東印度より退去すべきを命ずべきは何分の訓令ある迄其の執行を猶豫す。

第七條 左記の者は入國許可證なくして入國を許す。

三、夫に伴ふ婦女又は蘭領東印度に住する夫の許に赴く婦女

四、父母又は保護者に隨伴する幼者或は蘭領東印度に住する父母又は保護者の許に赴く幼者

右の資格を有する者は到着地地方官に其の資格を通知し、其の届出を爲したる證明書を受くるに於て同一効力を有す。(下略)

以下省略。

一、瓜哇及びマツラ島入國條例(一九九一年二月)

第一條 左記國氏の上陸及び入國は本條例の定むる所に依る。

一、蘭領東印度外に住する和蘭人の子孫にして蘭領東印度の住民にあらざる者

二、蘭領東印度住民にあらざる諸外國人はタンジョンブリヨック(バタビヤ新港)、スマラン及スラバヤの三港に限り其の上陸を許す。

前項に該當する者は下船上陸前に總督の指定せる官吏の上陸許可を受くへし(下略)。

第二條 船客を輸送する船長は左の規定を遵守すべし。

- 一、着船後直に船客及び其の目的地を記載せる船客名簿を作製し之れを當該官廳に提出すへし  
二、前條に規定せる船客をして上陸許可證を携帶せしむて下船上陸せしむ可らず（下略）。

第三條 上陸許可證は船舶に於て之れを下付し、一名毎に二十五盾を支拂はしめ、若し其の所有者にして入國を拒絶せられたるときは其の金額を還付す。但し上陸許可證は其の妻子を包含するものとす（下略）。

第四條 上陸許可證は三日以内に總督の任命せる特別委員の許に送り入國免狀と交換すへし（下略）。

第五條（前署）入國免狀の正當所有者は營業又は居住の爲め、二箇年間瓜哇及びマツラ島に居住することを得。

前記二島以外の地に在りては本免狀は、蘭領東印度に施行せらるる入國居住規則に依り許可證を得たる場合と同一効力を有すべし。

第一項に規定せる期間は其の居住地を管轄せる州政廳に於て各一年宛二回延期するを得（下略）。

第十一條 第二條に抵觸する者は每人百盾の罰金に處す。  
前記罰金の納付は其の搭載船舶に於て連帶の義務を負ふへし。

以下省略。

### 三、瓜哇及びマツラ島入國規則（一九一二年一月）

本規定は前掲入國條例の施行細則なり。

第三條 入國條例第一條第一項及び第二項は船長及び乗組船員に之を適用せず。但し海員雇傭契約満期の場合は此の限りに在らず。

第四條 入國條例第一條第二項に該當する者の上陸許可證は港長又は副港長之を下付す（下署）。

第六條 船長は入國條例第一條第一項に該當する船客が同條規定以外の港に於て上陸するを拒止すへし。

前項に違反するときは入國條例第十一條を適用す。

第九條 瓜哇到着後六箇月以内に蘭領東印度を退去する者は、タンヂヨンブリヨック、スマラン又はスラバヤ港に於て下船監理官、其の他の地方に於ては發船地を管轄する地方官に入國免狀を提出し（中略）、下船の際納付せる料金の拂渡を申請するを得。

第十一條 總督の指定せる汽船會社に屬する船舶の一、二等乗客に交付せる上陸許可證は形式省略の上入國免狀と交換す。

以下省略。

### 四、瓜哇及びマツラ島入國條例及び規則に關する訓令（一九一一年一月）

第三條 通し切符を所持し瓜哇に立寄りたる船舶の乗客は入國規利第四條に依る上陸許可證の申請なくして上陸を許す。（要領）

第六條 入國規則第十一條に依り指定せる汽船會社左の如し。

船名は之れを略す。但し蘭國汽船と雖も、瓜哇・支那・日本線の如きは指定を受け居らす。尙ほ一言すへきは瓜哇及びマツラ島上陸回遊の便宜方法にして、即ち右に掲げたる訓令第三條中の「通し切符を所持し云々」の意義に關し、司法部長よりタンヂヨンブリヨック、スマラン、スラバヤ各港駐在下船管理官に發したりと稱せらる、通牒に依れば、「瓜哇到着後一時下船し汽車其の他に依り瓜哇内地を行ひ、同一地點に戻り又は他の地點に出て、再び乗船し、其の目的地たる瓜哇及びマツラ島以外の地に至る船客をも包含す。例之漾太刺利又は新嘉坡より出發せる旅客にして、往復切符を所持し、途中瓜哇内地の旅行を爲し、更に乗船し其の目的地たる漾太刺利、新嘉坡其の他の外國に向ふ者なるこそ明瞭なるときは、其の上陸船及び瓜哇内地の旅行に付き、入國條例記載の上陸許可證、及び入國免狀の請求又は所持の必要なし」とあり。

故に今後瓜哇内地を観察する一般旅行者は、新嘉坡に於て往復乗船切符を購入し、以て瓜哇地方を旅行するときは、入國條例の拘束を受けずして自由に内地の旅行を爲し得へし。

第三、其の他。第二章に於て述へたるか如く天產豊富なるか故に、鑛業、林業、漁業並に工業は蘭領東印度に於ける有望なる事業なりと雖も、瓜哇を除くの外は概して未だ盛大ならず。今茲にバタビヤ駐在帝國領事の報告に成れる、「蘭領東印度東部諸島に於て將來本邦人の爲めに有望なるべき事業」を摘載して、本項の説明に代へ、兼ねて本邦資本家商工業者の一考を煩さむとす。

一、農業。東部諸島一帯は農業尚ほ幼稚にして、到底瓜哇の比にあらず。土人の耕作地、歐洲人の經營栽培地各所に存すと雖も、之れを其の面積に比すれば大海の一滴のみ、地味概して肥沃なるを以て各種の耕作に適す。唯交通の不便は事業開始上の障害なれども、具に之れを検すれば適當の耕地を便宜の地點に求むるは、敢て難事にあらざるへし。而して椰子栽培業の如きは最も有望なり。

## 第八章 産業

五〇

數年來新嘉坡を中心として護謨栽培の利を説く者甚だ多かりしか、今や椰子樹栽培業の獎勵に傾倒せり。蓋し椰子は護謨と異り需要の途甚た多く、其の生産額は今後數年間に於て増加すとも、之れが爲め生産過多の悲運を見るか如きは萬之れなるべく、又其の栽培に要する手數も比較的少し。元來椰子樹は海岸海風の吹き来る所に適する故に、セレベスの如く海岸綿長き所其他東部諸島嶼には、之れか栽培に恰好の地多し。本樹の產出を以て最も著名なる地方は英領印度及び南洋方面なり。

二、鑄業。セレベスの北半島は金鑄到る處に存す。然れども該地方の金脈は中途にして突然斷絶するこあり。往々巨大の資本を投して失敗したる者は之れが爲めなりといふ。然れども小規模に計畫するときは必ず有利にして、本邦人の事業としては却つて適當なるべし。

三、工業。蘭領東印度は原料供給國にして、製造工業未だ發達せず。唯僅に重要都市に於て、製氷所其の他小工場の存在するのみ。元來土人は生活程度低じ雖も、身體衣服を清潔にするの風ありて、化粧用及び洗濯用石鹼の需用比較的多く、主として歐洲又は新嘉坡より輸入を仰きつゝあれども、此の地はコアラを始め石鹼原料たる脂肪類に乏しからざるを以て、石鹼工場を起すか如きは有望なるべし。

セレベス、アンボン、ケイの諸島に製材業を營める外人あり。材種は主に鐵木等の堅木なり。此の地は一般に樹木繁茂し堅軟各種の材に乏しからざるを以て、水陸交通の便ある地方を選び、小規模の製材所を設立せば、亦有利なるべし。

四、漁業。東部諸島近海に於ける漁業中最も盛大なるは、眞珠母貝採取業となせども、適當なる漁區は殆ど外人の借區する所なり、且つ、アロー島に於ける濠洲人の經營に係る眞珠貝採取業の如き、殆ど本邦人に依り採取せられつゝあれども、產額逐年減少し、斯業に使役せらるゝ本邦労働者の需要も増加すべき見込なし。斯の如く眞珠貝採取業は餘り成算なし雖も、彼の伊勢灣に於ける人工眞珠培養の成績に顧み、東部地方沿岸に該業を經營するは有望なるべし。一般漁撈に就きて述へむに、沿岸漁業は有利なるを以て、我が熟練なる漁夫か相當漁具を携へて斯業を經營せば、必ず好結果を收め得へし。

五、商業。セレベス以東蘭領東印度對本邦直接貿易は、直接航路開始後其の額激増せり。該方面、少くさも南部セレベスにては、本邦雜貨逐年獨逸品を驅逐せるの證跡あり。惟ふに該地住民は購買力少く、其の貨物は廉價なるを第一要件とするが故に、未開土人は本邦工業の程度に依る製品の最好華客なり。

## 第九章 貿易

### 第一節 汎論

外國貿易の權衡——貿易對手國——對本邦直接貿易——對本邦重要貿易品

蘭領東印度の貿易は毎年輸出超過の盛大を致せり。是れ蓋し富強なる和蘭の植民地たるか故に、諸般の事業施設に對して母國資本の援助を受けつゝあること多大なるのみならず、同地方は赤道の南北に沿ひ、土地肥沃にして氣候溫暖、產物饒多にして生産費低廉なるに職由する歟。左に同地總督府の調製に係る貿易統計表を掲げて、明治四十一年より五箇年間の趨勢を知るの便に供す。

年次	蘭領東印度貿易表	輸出入合計	輸入	輸出	輸出超過額
明治四十一年	七二〇、八九三、〇〇〇	二五一、二一三、〇〇〇	四六九、六八〇、〇〇〇	二一八、四六七、〇〇〇	一一七、七三〇、〇〇〇
明治四十二年	七二一、七四四、〇〇〇	二六七、〇〇七、〇〇〇	四五四、七三七、〇〇〇	一八七、七三〇、〇〇〇	一一六、一九九、〇〇〇
明治四十三年	七七六、八九三、〇〇〇	三二五、三四七、〇〇〇	四五一、五四六、〇〇〇	一四七、〇五六、〇〇〇	一一四、五七七、〇〇〇
明治四十四年	八九四、七四四、〇〇〇	三七三、八四四、〇〇〇	五二〇、九〇〇、〇〇〇	一九四、五七七、〇〇〇	一一三、五七七、〇〇〇
明治四十五年	九九四、七〇七、〇〇〇	四〇〇、〇六五、〇〇〇	五九四、六四二、〇〇〇	一九四、五七七、〇〇〇	一一一、五七七、〇〇〇
大正元年	(備考)	一盾は我が八十錢六厘餘に當る。			

一、貿易對手國。蘭領東印度と通商をなせる主なるもの約十あり、即ち左の如し。  
和蘭—母國たるの關係上總輸入額の三割、總輸出額の二割を占む。新嘉坡—近年諸外國は蘭領東印度と直接

取引開始の傾向あれども、尙ほ當地經由の貨物多數なり。英領印度—當地より米、ガンニー袋、綿布、綿絲及び食料品を輸入し、砂糖、石油及びアラクを輸出す。英國—織物、食料品、機械器具及び工藝品を輸入し、輸出品としては當領の重要產物は悉く同國向商品なれども、輸入と均衡を得す。例年輸入額は輸出額の三倍半に當る。埃及—歐洲向產物、例へば砂糖、石油、珈琲、コブラ其他は同地ポートサイド、スエズ両港に積荷せらる。彼南—主としてスマトラ島方面產物の仲繼港なり。佛蘭西—同國より自動車、織物、ブランデー等を輸入し護謨、竹帽子、黑檀、皮革、珈琲、貝類、極樂鳥等を輸出す。而して毎年の輸出は十倍以上輸入に超過するの状態に在り。香港—當地經由本邦に對する輸出入専からさるは正に注意すべき所なり。輸出品は石花菜、落花生、海參、燕巢、アラク、黑檀、棉花、石油、籐、貝類並に砂糖とす。獨逸—當領よりコバルダマル、コブラ、護謨、黑檀、白檀、カシア等化學工業、製造工業の原料を輸出して、陶磁器、自動車、麥酒、セメント、藥品、機械、玻璃器、衣服、小間物、ランプ、織物、肥料、紙等製造工藝品を輸入す。獨逸品は最近科學の應用に成れる良質、廉價の商品なるか故に、自ら顧客の信用を博しつゝあり。北米合衆國—輸入品は自動車、麥粉、石油、機械の類にして、落花生、樹脂、石油、竹帽子、皮革、珈琲、カボク、真貝砂糖、紅茶、麻類其の他を輸出品とす。本邦—本邦は實に左表の示す如く、明治四十五年には、輸出入總額に就き第十位（前年は第十一位）にして、輸入額に關しては第十一位（前年は第十五位）に位し、輸出額に關しては第八位（前年は第十一位）を占む。尙ほ本邦と當領との貿易關係は之れを次項に詳述せむ。

蘭領東印度對諸外國貿易表（明治四十五年大正元年）

國 前 輸出入合計	輸入額		輸出額
	輸入額	輸出額	
二八八、二三四、〇〇〇	一二九、八七九、〇〇〇	一五八、三五五、〇〇〇	君
一五〇、〇三二、〇〇〇	六〇、五五五、〇〇〇	八九、四七七、〇〇〇	嘉
九四、七四三、〇〇〇	三七、二七六、〇〇〇	五七、四六七、〇〇〇	坡
九〇、九七六、〇〇〇	六三、五六一、〇〇〇	二七、四一五、〇〇〇	蘭
五〇、九七六、〇〇〇	一三、三九二、〇〇〇	三七、五八四、〇〇〇	度
三五、五八〇、〇〇〇	二〇、六六五、〇〇〇	一四、九二三、〇〇〇	吉
三〇、四六六、〇〇〇	三、一四一、〇〇〇	二七、三三五、〇〇〇	印
二九、六五七、〇〇〇	七、八二五、〇〇〇	二一、八三三、〇〇〇	度
二八、三四四、〇〇〇	四、九〇一、〇〇〇	二一、一四一、〇〇〇	蘭
二六、四二一、〇〇〇	八、六七七、〇〇〇	二一、五二〇、〇〇〇	太
二三、五四四、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	一三、八五七、〇〇〇	刺
一八、六〇〇、〇〇〇	五、八九五、〇〇〇	一八、四九六、〇〇〇	米
一六、九八三、〇〇〇	四、二六三、〇〇〇	一一、〇八八、〇〇〇	合
七、〇三〇、〇〇〇	五三四、〇〇〇	二、六四七、〇〇〇	衆
六、八五九、〇〇〇	二、一八二、〇〇〇	六、五九六、〇〇〇	太
五、五二七、〇〇〇	三、三三一、〇〇〇	四、九九三、〇〇〇	耳
三、一四五、〇〇〇	二七一、〇〇〇	七〇一、〇〇〇	洪
一、〇三三、〇〇〇	四、一二二、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	拉
九〇一、〇〇〇	三、三三一、〇〇〇	四、九九三、〇〇〇	ツ
七、四三四、〇〇〇	五三六、三三二、〇〇〇	九六三、〇〇〇	他
九一五、四七五、〇〇〇	三七九、一四三、〇〇〇	七〇一、〇〇〇	総
計	五三六、三三二、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	

(備考) 本表は蘭領東印度總督府の統計表なるか故に、輸出入は同地を基本とするに注意すべし。以下數次掲くべき統計表中、單位を「盾」にて記したるものは皆然ります。

**二、本邦對蘭領東印度直接貿易。**前項に於て本邦が對蘭領東印度貿易關係上、諸外國間に如何なる地位を有するかを窺ひたるか、之れに用ひたる數字、即ち明治四十五年度輸出入總額二千六百四十二萬一千盾は直接貿易に依るものにして、彼我輸出入の全額には非ざるなり。蓋し運輸並に取引關係上、香港、新嘉坡兩港を經由するもの夥しきに由る。例之明治四十四年度に於て本邦燐寸か新嘉坡より六十七萬七千二百七十一グロス(三十六萬五千七百二十六盾)、香港より二十六萬六千九百五十五グロス(十四萬四千百五十六盾)の輸入あり。臺灣茶か廈門、香港及び新嘉坡より十六萬餘函の輸入ありしに、是等は本邦より輸入額(明治四十四年度輸入額は三百七十三萬一千盾なり。尙ほ輸出額を掲ぐれば一千百五十七萬一千盾なりとす。)中に合算せられ居らす。當頃より本邦向輸出品に付きてても亦斯の如き關係を有するものにして、唯的確なる數字を得難き而已。近時瓜哇、支那、日本間航路の開始以來本邦蘭領東印度間直接運輸の途開かれ。尙ほ一昨年末より南洋郵船組汽船(註)の開航ありて、本邦瓜哇間の運輸機關漸次完成の域に達すと雖も、スマトラ、ボルネオ西部は現今尙ほ新嘉坡を仲繼港となし、セレベス北部、モルツカ諸島、ニューギニア向は亦新嘉坡に於て同方面直航船に積換へを便とするあり。されば香港並に新嘉坡經由か著しく減するに至らむは、時未だ遠きにあるか如し。

(註) 南洋郵船組に關しては、本章次節日瓜貿易、日瓜間直接運輸機關の項に詳説せり、就いて看るへし。尙ほ明治四十一年以降本邦對蘭領東印度貿易の趨勢を察知するの便に供せんか爲め、蘭領東印度總督府統計表と大日本外國貿易年表とを轉載すへし。讀者又以て貿易額を比較するを得へきなり。

木邦對蘭領東印度貿易表 (一)

年 次	輸出入合計	輸	入
明治四十一年	二六、〇八四、〇〇〇	二、七九八、〇〇〇	二三、二八六、〇〇〇
明治四十二年	二二、〇五〇、〇〇〇	三、三三二、〇〇〇	一八、七二八、〇〇〇
明治四十三年	二〇、〇四七、〇〇〇	三、一三九、〇〇〇	一六、九〇八、〇〇〇
明治四十四年	一五、三〇二、〇〇〇	三、七三一、〇〇〇	一一、五七一、〇〇〇
明治四十五年	二六、四二一、〇〇〇	四、九〇一、〇〇〇	二、五二〇、〇〇〇
大正元年	本邦對蘭領東印度貿易表 (二)		

木邦對蘭領東印度貿易表 (二)

年 次	輸出入合計	輸	出
明治四十一年	二六、〇八八、九三七	二、一二三、五七七	二三、九六五、三六〇
明治四十二年	二一、七〇三、三三二	三、〇七一、五三九	一八、六三一、七八三
明治四十三年	二二、〇一三、〇九九	三、一三三、五九八	一八、八七九、五〇一
明治四十四年	一九、一八三、四一九	三、七二四、一一七	一五、四五九、三〇二
大正元年	二三、四〇六、五八〇	四、三四三、三八九	一九、〇六三、一九一

**三、本邦對蘭領東印度重要貿易品。**蘭領東印度より本邦に輸出する貨物の主要なるものは、砂糖及び石油にして、明治四十五年度統計に徴するに、前者は千四百萬一千八十八圓(百九十三萬一千四十五擔)、後者は三百三十六萬一千四百四十五圓(一千五百九十九千七百七十八瓦)に達し、本邦より彼の地に輸出する商品の主要なるものは、燐寸及び石炭にして同年度統計に徴するに、前者は五十九萬一千九百二十圓(二百二萬五千七百三十三哥)、後者は五十六萬八百四十六圓(八萬四百噸)に達す。

以下重要輸出入品に就きて明治四十二年より大正元年に至る五箇年間の事實を、「日本外國貿易年表」に

徴するに即ち左の如し。

本邦對蘭領東印度輸出入貿易統計表

甲	網	屬	木	茶	貨	眼	硫	綿	綿	絹	縮	靴	ア	銅	絹	帶	錫	漆	帽	費
製	子	一	茶	箱	箱	箱	箱	ア	ラ	蘭	ケ	ツ	ト	シ	シ	ラ	フ	ラ	ン	子
斐	肌	團	團	團	團	團	團	縫	縫	縫	縫	手	足	足	足	肩	子	子	樂	及
留	絹	衣	扇	品	板	入	鏡	黃	ト	糸	巾	釦	繡	袋	シ	掛	類	器	子	樂
第九章	網	屬	木	茶	貨	眼	硫	綿	綿	絹	縮	靴	ア	銅	絹	帶	錫	漆	帽	費

第九章 貿易

木貝屑	八、七六七	三、五七一	六、七五五
綿及屑綿	八、六七九	二、五〇二	一、三六六
絲絲柱蠅	八、五五四	四、六五九	九、六六〇
履範洋紙	四、九三八	四、四〇六	八、五五四
絹皮紙及薄葉紙	六、八六〇	九、六〇二	八、二四七
物衣服	六、二四〇	八、一二一	八、三四一
製寢	八、〇〇八	一、五六七	三、六四五
製品	七、三七一	九、六六四	五、三八三
真鑑晶	六、五八二	五、九四七	八、四九五
絹製	五、六八〇	一、〇八五	二、四四〇
製ナブキン	五、二七六	八一九	二、六六五
輪	五、二一七	一、〇七一	三、五四四
輪品車里酒	五、二〇六	一、一三三	一、二四四
輪品車里酒	四、七八六	二、三五〇	一、三三四
輪品車里酒	三、一八三	二、四四七	一、二九六
輪品車里酒	二、五四六	六、四六三	三、三九四
輪品車里酒	二、一六三	五、七五七	一、二九六
輪品車里酒	二、〇六二	四、七二一	三、六八三
輪品車里酒	一、〇〇二	四、八三〇	一、三一六
輪品車里酒	一、〇〇二	二、三一三	二、四五二
輪品車里酒	一、七二二	五、六五三	五、六八六
輪品車里酒	九、九〇二	七、三〇九	一、七二九
輪品車里酒	二、二九八	一、一四〇	一、〇二五
輪品車里酒	三、三四三	七二二	五、一四九
輪品車里酒	二、八七八	二、二四一	三、一〇〇
輪品車里酒	二、二四一	七九八	一二、九二三
土力加	一、七二一	一、七二九	六、七五五
土力加	一、七二一	一、七二九	九、六六〇
土力加	一、七二一	一、七二九	一、三六六
土力加	一、七二一	一、七二九	四、六五九
土力加	一、七二一	一、七二九	二、五〇二
土力加	一、七二一	一、七二九	二、四四〇
土力加	一、七二一	一、七二九	二、二一六
土力加	一、七二一	一、七二九	三、五七一

(備考) 玻璃品に属する大正元年(西暦一九〇二年)度には眼鏡一二、二〇六圓を包含す。

輸入の部

品名	大正元年	明治四十三年	明治四十二年	明治四十一年	明治四十一年
砂石揮發	一四、〇〇一、〇八八四	八、七六九、五九一四	一二、五七八、六〇八四	一七、一五六、四〇八四	五、五三八、〇六九四
貝生薬護木	三、三六一、四四五	四、〇五四、五四七	四、三四八、六八五	四、六一六、一五二	一、六〇七
油油糖	五二六、六七七	二四五、八二三	一〇五、三八〇	四一、三六七	一〇三
油油糖	三〇三、九三六	一六四、八六一	一一、一七一	一一、一七一	一
綿殼材	二三〇、七七五	二〇八、〇三九	二四二、七七四	四六〇、九〇二	三八四、一九六
綿材	二一九、三四三	一六一、四三八	一一四、六五九	五三、〇一二	一一、八九三
繩	一四六、三四二	一六一、四〇七	一四二、〇五五	三一八、二九五	三三五、五四五
大麻、黃麻、マニラ麻	四七、三七六	四〇、六八一	一〇、四四七	一三、七一四	一五六
巴拉夫井シワツクス	一四、一一二	一三、〇九四	六、〇七六	八七、一二九	二二五、四二一
骨	一一、七五九	一〇〇、八〇八	三五〇	三一六、〇六三	三、五〇二
繩	九、七八八	三六二、四五〇	四四、五九八	六三四、六〇三	二二五、四一五
大麻、黃麻、マニラ麻	四、七三〇	五二六、六七一	八、七、一二九	二二五、二二七	二二四
巴拉夫井シワツクス	三、〇九三	二六、五一五	三、五〇二	三一六、〇六三	三、五〇二
革	二、〇六六	三一六、〇六三	六三四、六〇三	六三四、六〇三	二二四
藤	二〇、二九六	五二六、六七一	八、七、一二九	二二五、二二七	三、五〇二
珈	三、三〇二	二六、五一五	三、五〇二	三一六、〇六三	二二四
コ	二、四五三	三一六、〇六三	六三四、六〇三	六三四、六〇三	三、五〇二
原	三五〇	二二五、四二一	八、七、一二九	二二五、二二七	二二四
油	五、八五〇	一、〇二七	三、五〇二	三一六、〇六三	三、五〇二
油	一、一七	六、〇二四	一、〇二七	六三四、六〇三	二二四
油	三三四	六、〇二四	一、〇二七	二二五、二二七	三、五〇二
油	五九三	六、〇二四	一、〇二七	三一六、〇六三	二二四
油	一、一七	六、〇二四	一、〇二七	六三四、六〇三	三、五〇二
油	三四、四五二	六、〇二四	一、〇二七	二二五、二二七	三、五〇二
油	九、九一四	六、〇二四	一、〇二七	三一六、〇六三	二二四
油	五、一八七	六、〇二四	一、〇二七	六三四、六〇三	三、五〇二
油	九、六九八	六、〇二四	一、〇二七	二二五、二二七	三、五〇二
油	一〇、一五五	六、〇二四	一、〇二七	三一六、〇六三	二二四
油	二〇、八一四	六、〇二四	一、〇二七	六三四、六〇三	三、五〇二
油	二、〇四六	六、〇二四	一、〇二七	二二五、二二七	三、五〇二
油	八、三五三	六、〇二四	一、〇二七	三一六、〇六三	二二四
油	シトロ子ーラ	六、〇二四	一、〇二七	六三四、六〇三	三、五〇二
油	スチアリン	六、〇二四	一、〇二七	二二五、二二七	三、五〇二
油	砂石揮發	六、〇二四	一、〇二七	三一六、〇六三	二二四
油	甲	六、〇二四	一、〇二七	六三四、六〇三	三、五〇二

第九章 貿易

## 第九章 貿易

穀粉及澱粉	小麦粉
一、八四七	六八、六三〇
二二、五〇〇	七三、五一〇
六〇	四八、八三九
一	一

蘭領東印度より本邦が輸入する貨物の主要なるものは右表の如くなるか、歐米諸國が供給を受くる貨物の主要なるものは、コブラ、護謨及び搾油用種子等の工業原料なり。本邦工業の發達は未だ是等原料品を消化し得るの程度に至らす。近年本邦向輸出工業原料中稍々注目に値するは、僅に貝釦原料たる高瀬貝(註)あるのみ黒檀、棉花等は未だ論するに足らす。又本邦より輸出する貨物四百萬圓は多く支那商人の手を経るものにして、本邦商人直接の取引に成るは比較的少し、蓋し本邦人にして南洋方面に商業に從事する者は一二有力者を除けば、概して小資本の經營なり、且つ其の人数も少くして未だ信用を充分に發揮して、互に相助け得さるに反し、支那人は既述の如く在住既に年久しければ、大分限者到る處に存して、互に貿易、運輸、金融其の他の連絡を保ち、南洋の商權は其の獨占に歸せるに由る。唯幸にして土人一般に邦人とし云へば、好意、尊敬、愛慕の情を以て迎へ、大に本邦商品を好むのみならず、之れを本邦商人より買はむと欲す。是れ實に我貿易の發展上無形の援助を與ふるものなるを以て、本邦當業者宜しく相互に戒め、苟も信用を失墜するか如き行爲あるへからず。

(註) 本邦向高瀬貝輸出統計表 (蘭領東印度貿易年表に據る)

明治四十四年	明治四十三年	明治四十二年	明治四十一年	明治四十年
一七四、〇〇〇	二八六、〇〇〇	五三、〇〇〇	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一

## 第二節 日瓜貿易

瓜哇及ひマツラ五箇年間の貿易状態—重要輸出品—重要輸入品—日瓜間直輸機関—南洋郵船組—本邦商品販路擴張方法—支那商人及び製造元との連絡、土人風俗嗜好の研究、商標の選擇普及その他—有望なる本邦商品—土人及び支那人向商品—歐洲人向商品

前節に於て蘭領東印度對本邦貿易の大勢を知得したれども、尙ほ瓜哇と本邦との貿易關係に就き解説を試みむとす。是れ瓜哇島(マツラ島を含む)は支那(スマトラ、ボルネオ、セレベス等の諸島を總稱すること既に述べたる如し)に比して、面積其の十三分の一にも達せざるに、其の貿易額に至りては彼の倍額に達す。即ち明治四十五年度に於ける蘭領東印度貿易總額九億九千四百七十萬七千盾中、前者は六億二千八百八十九萬四千盾を占め、貿易上樞要の地位に在るを以てなり。

先づ貿易統計に據りて、最近五箇年間の趨勢を窺はむ。

年 次	輸出入合計	瓜哇(及ひマツラ)貿易統計表	
		輸	出
明治四十一年	五〇〇、一四六、〇〇〇	一七二、四〇二、〇〇〇	三二七、七四四、〇〇〇
明治四十二年	四八八、八一九、〇〇〇	一八二、六八三、〇〇〇	三〇六、一三六、〇〇〇
明治四十三年	五一四、〇七九、〇〇〇	二二八、二四〇、〇〇〇	二八五、八三九、〇〇〇
明治四十四年	五九〇、四六七、〇〇〇	二六二、四六七、〇〇〇	三二八、〇〇〇、〇〇〇
明治四十五年	六二八、八〇四、〇〇〇	二八一、一〇〇、〇〇〇	三四七、七〇四、〇〇〇
大正元年			

一、重要輸出品。本邦に輸出せらるゝ貨物の主要なるもの十二點あり。左に其の統計表を掲げて明治四十四

年より大正二年に至る三箇年間の消長を検せむ。

本邦向重要輸出品統計表

品名	単位	大正二年		(同 出 總年 額輸)	明治四十五年 大正元年	明治四十四年 二、七三四
		大正二年	明治四十五年 大正元年			
大蜥蜴皮	枚	一〇・二七五	八〇	(六〇、三七四)	一〇・六七七	二、六五七
乾藍	基	一	一	(三四、六四六)	一一、六八七	二、六五七
カシア、フイスチユラ	綿	四〇、〇〇〇	三四二、〇〇〇	(二一、六八七)	一二、三七七	二、七三四
緹實	綿	三〇九、〇〇〇	三一九、〇〇〇	(三四二、〇〇〇)	五六、〇〇〇	一、〇〇〇
規尼	涅	四〇五、〇一二	一、六七三、〇〇〇	(一、六七三、〇〇〇)	四二七、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
タビカ力	粉	五、八〇二	七二、四八〇	(七二、四八〇)	七、四二七	五、九〇二
楠砂糖	實	一、二八二、〇〇〇	(五三、二三四、〇〇〇)	(一、二二七、六二八)	二七、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
(精製)	一千基	一八、五八八	三八、九四八	(三八、九四八)	一八五、〇三二	六三、三八〇
(粗製)	同	八六九、七五三	一九一、五〇八	(一九一、五〇八)	二、六六〇	七、三五〇
同(モラセス)	基	(一、一五四、九九一)	一	一	一	一
同(土人製)	同	一	一	一	一	一
(備考)一基は我が二百六十六基餘に當る						

即ち大正二年度に於ては輸入額の増加せるものは、乾藍、タビオカ粉及び各種砂糖とす。今其の主要なるものに就きて説明すれば、

砂糖 瓜哇か世界に於ける一大砂糖產地なることは周々世人の熟知せる所にして、當領より輸出する本品總額の二分の一は實に本島の輸出に係り、英領印度、香港、ポートサイド、本邦及ひ濠洲は其の輸出先なり

而して本邦か瓜哇より供給を受くるところのもの亦砂糖を第一となし、昨年の如き各種を合算すれば實に二億九千九百十五萬五千基に達せり。前年に比して斯の如く著しき増加ありしは、一に臺灣蔗作の不良に基因せりと雖も、將來本島よりの輸入は尙ほ其の跡を絶たざるへし。

タビオカ粉 菓子原料若くは織布用澱粉として用途多く、其の大部分は瓜哇のバタビヤ、スマラン兩港より、英、蘭、米、新嘉坡及び本邦に輸出せらる。尤も本邦向多量の輸出は昨年初めて之れを見たるに過ぎざれども、將來引續き其の輸出あるへし。尙ほタビオカ根は同島チラチャツブ、スマラン兩港より主として蘭英、白、丁、獨、米各國に供給す。

大蜥蜴皮 大部分は瓜哇に產し、和蘭本國に輸出せらるゝもの多きを占む。近時價格大に騰貴し買ひ集め容易ならずといふ。

二、重要輸入品。次に瓜哇か本邦より輸入する重要商品を檢するに二十四點あり。例に依り左に之れを表示せむとす（但し寒天は「瓜哇重要輸出入品貿易月表」に記載せられるを以て其の計數を知り難し）。

重要輸入本邦品統計表

品名	単位	大正二年		(同 入 總額輸)	明治四十五年 大正元年	明治四十四年
		大正二年	明治四十五年 大正元年			
粗製陶器(其他の)	盾	六〇、〇〇〇	(六六六、〇〇〇)	四二、〇〇〇	四五、〇〇〇	一五、五二二
磁器(其他の)	同	三一、一七一	(七九六、二八三)	一二、三六〇	一九、〇〇〇	四五、〇〇〇
絲(其他の)	同	四五、〇〇〇	(一、三七〇、〇〇〇)	一一九、〇〇〇	五九、〇〇〇	五、六八七
硝子及硝子器	同	二五四、〇〇〇	(一、二八七、〇〇〇)	一一八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一、八一二
硝子製珊瑚	同	一三、五九八	(一、七一、一四六)	五、六八七	一七三、〇〇〇	一
衣履類	同	三八五、〇〇〇	(四、〇四六、〇〇〇)	一	一	一

## 第九章 貿易

六四

小問物(其他の)	同	二三五、〇〇〇	(	三、七九九、〇〇〇)	)	一二六、〇〇〇	九九、〇〇〇
壁 ラ ン プ ナ イ	同	三、八八九	(	二五四、三八九)	)	一、七八一	四、〇〇九
綿 布(晒 し)	同	一一五、〇〇〇	(	三二、三九二、〇〇〇)	)	四五、〇〇〇	三四、〇〇〇
流行小問物	同	二〇二、〇〇〇	(	一、八八八、〇〇〇)	)	一五五、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
(其他の)	同	三三、九一三	(	二、四六七、四四五)	)	一四、七九七	二一、五九四
紙 大 石 硫 銅 板	基	六〇、九九〇、〇〇〇	(	三八六、二九一、〇〇〇)	)	二九、七三八、〇〇〇	六、七六五、〇〇〇
炭 豆 炭 板	同	三二、二一三	(	五一、一〇〇六)	)	二四、〇七〇	六、二二九
酸 銅	同	一九、〇〇〇	(	三七九、〇〇〇)	)	八三、〇〇〇	四九、〇〇〇
蠟(植物性及び動物性)	同	二一九、〇〇〇	(	三、〇三七、〇〇〇)	)	四、〇〇〇	四、〇〇〇
貝 硝 金 屬 釦	同	三九、五五二	(	一九三、一八一)	)	二二、二三三	二一、六一三
貝 硝 金 屬 釦	同	一二三、三六八	(	一五八、二三九)	)	三四、五三六	七四、九二九
燐 寸	同	一	(	五七〇、八一七)	)	四、〇〇〇	一
掛ランプ(硝子笠付)	同	一一、一八〇	(	五二九、四九四)	)	一三三	二五二
打	同	二五、六〇〇	(	五〇、五二九)	)	二五、四六六	一八、九六四
ランプホヤ	同	二、三四三	(	一六、〇二七)	)	二、五四八	二、四六五
		四二六、〇〇〇	(	二五〇、八五一	)	二〇七、一九一	

即ち大正二年度に於ては輸出額の増加せしもの十九點を算す。衣服類、鉢釦類、ランプホヤ、燐寸、晒木綿、茶、大豆等是れ也。

鉢釦類 本品は蘭、獨を主たる供給國とし、尙ほ英、伊、日等より輸入せられ、貝及び金屬製鉢釦は右表の如く昨年に於て長足の進歩をなし、特に貝鉢釦は殆ど本邦品の獨占に歸せるを見るへし。(註)

(註)昨年度に於て貝鉢釦の瓜哇に入るものが殆ど我が製品なるを知れり。依りて今其の原料として蘭領東印度より輸出せらるゝ高瀬貝に就き、其の一斑を窺ふも復た敢て無益の業にあらざるへし。

高瀬貝の中心市場はセレベス島のマカツサーにして、明治四十四年セレベス知事管内に於ける輸出額九十二萬六千七百六十八基中、直接本邦へは三十四萬七千六百二十六基(十七萬三千八百十三盾)を出し、香港向二十八萬四千三百二基、佛國向二十二萬一千三百五基を送る。而も香港向輸出額は殆ど本邦へ轉輸し盡るゝなり。加之近年我が貝鉢釦製造業の發達は之が需要を増加したるに反し、佛國に対する供給額に至りては著しく其の減少を見たるを以て、高瀬貝の最大需要國は本邦なりと謂ふへし。

ランプホヤ 本邦硝子製品は總て大に有望の地位に在るを以て、當業者一層の努力を切に希望する所なるか、就中ランプホヤは他國品を凌駕し昨年に於て獨占の姿にあり。唯獨逸品のみ一昨年の三萬三千九百五十

一打に比し、四萬九千二百七十八打の計數を得たれども、其の他の諸國品は孰れも減少せり。

燐寸 瓜哇燐寸市場に於て、本邦品は常に歐洲品に對し非常に優勝の位置を占め來りしか、本邦品は安價なれども品質は年と共に劣悪となるに反し、歐洲品は高價なれども品質隨つて良好なるか故に、到る處に歓迎を受け、右表の示すか如く、本邦品は一昨年に比して、昨年度に少許の輸入増加を見たるに止り、歐洲品の進歩は逐年著しくして昨年度輸入額は殆ど本邦品と同額に達せり。本邦燐寸品質の改善は正に刻下の急務ならずや。

(註)既說の通り燐寸は對蘭領東印度本邦輸出品の首位を占むるもの、其の輸出の健全なる發達は何人を問はず之れを冀望す。故に左に瓜哇に於ける燐寸市場の狀況に付き、畧説するところあらむこす。

本邦製燐寸が初めて直接取引を開始せしは明治三十五年にして、需要額激増したるは明治三十七年以降に屬し、瓜哇にてはスマラン港に最も多く輸入せられ、バタビヤ、スマラバヤ、チエリポン其の他にも輸送せらる。之れが競争品は歐洲殊に瑞典、諾威の製品にして、本邦品の勢力每るへからざるを察するや、明治三十九年歐洲の主なる同業者聯合して一大トラストを組織し、市價の維持と販路の擴張などを計るの方法を講じ、着々として其の需要を増進せり。其の重要輸入港は本邦品の夫れど大差なけれども、最も多く輸入する港はスマラバヤなる。

り。此の両者を比較するに、既に述べたる如く本邦品は廉價を以て勝り、歐洲品は良質を以て貴はる。瓜哇の内地は今尚は數仙を投じて燧石と鐵片を購入し、以て燐寸に代用する者夥からざるの状態に在るが故に、安値を以つて開拓する本邦品の販路は擴張の餘裕ありと雖も、其の品質の劣等なる到底中流以上の需要に投合し難く、若し土人にして一般に歐洲品を使用するに至らば、本邦品の受くべき打撃抑も奈何。而して他方歐洲品を顧るに、本邦營業者の足並み不揃なるに乗じて、一意專心汲々乎として製品の聲價を高め、販路の擴張を企てるゝあり。本邦營業者たる者須く相互に提携扶掖、以て之れか對抗策を講じ、嚴に粗製濫造を戒めて聲價の失墜を防ぐべし。

#### 本邦產燐寸の短所

- 一、軸木細小に失し、箱内の燐寸中、使用前に既に毀損せる軸木を發見すること、並に軸木の選擇不良にして、關節を混有せるものあり爲めに挫折し易きこと。
- 二、外箱及び抽出用ふる板溝に失し、且つ箱の張紙及び紙質不良なる爲め、抽出、外箱共に破損し易きこと。
- 三、安價を競ふの結果、概して糊附け真しからず、且つ時に硝薬を附したる紙を惜しみて、繼き合せを爲すものあり、爲めに磨擦の際剝落し易きこと。

#### 本邦燐寸製造營業者の採るべき策

一、當業者は團結して製品の均一及び改善を計るべきこと。  
二、當業者團体は、其の代表者を當方面に常置するか、又は時々該地方を巡回せしめ、依つて以て既得の販路を維持し、且つ歐洲品に對抗すべき優良品の輸入を計り、更に販路の擴張に努めべきこと。  
尙ほ瓜哇に將來燐寸製造工場を建設すれば、如何なる成績を見るべきか。之れを蘭領東印度總督府の調査に察するに、本邦製品の如き安物軸木燐寸の製造は其の見込なけれど、歐洲製品に對抗すべき優良品の夫れは充分成功すべし云ふ。

茶 瓜哇輸入茶の殆ど全部は臺灣包種茶にして、從來廈門、香港、新嘉坡を經由したるか我か南洋航路

開始の結果直輸入を見るに至れり。臺灣に於ける調査に據れば、昨年作包種茶の本島輸入額約二十一萬箱に對し、内、南洋汽船に依る直接輸入のみにても、約其の半額に達するに拘らず、本島輸入統計に現はれたる

數字は、右表の如く僅に二十一萬九千基に過ぎざるは、瓜哇島に於ける荷受人か支那人にして、稅關輸入申告に際し、從來の慣習に依り其の積出港を支那又は香港等と記入するに依るものならむと云ふ。以て真相を知るの一助たるへし。

大豆 本品は土人並に在留支那人の食料として重要なものにして、昨年本邦より十四萬一千基を出したるに對し、支那よりは三千二百七十萬基を送れり。

衣服類 此の内莫大小襯衣及び縮襯衣を主とす。而して莫大小襯衣は當市福島洋行の取扱に係るもの過半を占むといふ。本品は支部に於ても需要多きものにして、明治四十四年度に於ける蘭領東印度輸入總額四百六十萬八千二百十四盾中、百七十五萬五千七百三十七盾は實に支部輸入額とす。而して本邦品は右の内幾何の數字を占むるか。其の瓜哇輸入額は前記統計表の示すか如く、十萬八千盾（或は十萬八千四百八十九盾といふ）にして、其の支部輸入の計數は十一萬八百二十七盾なり。斯の如く支部輸入額の方大なるは、想ふに支部に於ける本邦品取扱人の關係にも因るへけれど、支部は瓜哇に比し文化の程度低きを以て、本邦の粗製品を排斥して精選品を購求するの傾向を呈することあるへく。本邦當業者は須らく意を茲に用ゐる可らず。

陶磁器 歐洲人向は宜しく歐洲向と同一注意を拂ふべく、土人並に支那人向は實用的のものたるを要するを以て、品質堅牢、價格低廉にして且つ嗜好に適切なるやう留意せざるへからず。本島に輸入せらるゝ土人

並に支那人向皿、コップの類に就きて、歐洲商人の拂ひつゝある用意は實に此の點に存するなり。  
石炭 本島及びボル子オ、スマトラの諸島に石炭の產出なきに非らすと雖も、現下尙ほ其の額多からされ  
は、之れを印度、英國、濠洲及び本邦の供給に仰いて、以て艦船の需用を充しつゝあり。中に就き印度炭最  
も優勢なるに似たり。

硝子製珊瑚 本品は和蘭、新嘉坡、獨逸及び本邦より輸入す。明治四十四年に於て獨逸は九千七百四十七  
盾を送れり。宜しく本邦の夫れと對比するを要す。

小間物 本邦より輸入するものはセルロイド製腕輪、眞珠硝子並に金屬製鉗鉗及び硝子製珊瑚其の他なり  
此の内未だ説明せざるセルロイド製腕輪に就いて述ふれば、本品は主に本島の東部及びセレベス島以東の土  
人に使用せられ、スマラバヤは其の本島輸入港の白眉たり。尤も本邦品の勢力尙ほ振はず、明治四十四年度に  
和蘭よりは一萬九千三百八十盾を、新嘉坡及び獨逸よりは夫々三千三百二十一盾、三千四十五盾を瓜哇に輸  
入したるに比し、僅に九百九十六盾の本邦品を見たるに止まる。然し乍ら同年度支部輸入總額三萬五千四百  
二十六盾中、本邦品のセレベス島マカッサー港に入船したる額實に二萬八千二百三十七盾に達するを看過す  
へからず。

ランブ 本品の輸入せらるゝものは掛ランブ(錫力笠付及び硝子笠付の兩種あり)、壁ランブ及び其の他に  
して、スマラバヤを其の主要輸入港とし、蘭、獨の二國は我か競爭國たり。昨年輸入の劇増したるは、壁ラン  
ブなること前記統計表に依りて明なり。

綿布 本島に入る綿布は之れを晒したものと晒さるものと並に染色せるものとに大別することを得

へし、而して本邦品の此の地に入るものは晒木綿を第一とし、色木綿之れに次き、本島に比し支部に入る晒  
金巾、色金巾の類多し。

綿絲 當領殊に瓜哇には往昔より平機織の工業ありて、サロン其の他の織物を製するに赤、青等の色糸を  
用ふ。主要なる輸入國は和蘭、英吉利、英領印度、新嘉坡、白耳義及び獨逸にして、本邦品の需要尙ほ微々  
たれども、當業者の調査研究を進むるものあらは、將來販路擴張の見込十分なり。

以上を以て瓜哇に對する本邦重要輸出品の梗概を述べたるか、尙ほ爰に賣藥に就きて一言せむ。同品は蘭、  
獨、英及び本邦の四國より輸入せられ、本邦品は是等諸國に比し、直接輸入高僅少なれども、香港、新嘉坡  
を經て間接の輸入を見るもの決して渺少にあらず。而して一般に當領内邦人の商店は多くは賣藥商を兼ねる  
か故に、土人をして我か商店には必ず賣藥ありと思はしめ、又本邦賣藥行商人は各方面に其の足跡を印する  
か故に、土人は邦人と見れば賣藥者と即断すといふ。賣藥は現今に於ては、舊時の如く巨利を博すること  
難しと雖も、主人並に支那人の多くは醫療を望まず、賣藥に頼るの風習あるを以て、斯業の將來決して望み  
なきにあらず。唯夫れ吾人の切に希望する所は、彼れ等の無智に乘し詐欺的手段を弄して、不當の暴利を收  
めむことはせず、又効能書のみ徒らに誇大ならさる様、十分の注意を拂はむことはれ也。

三、瓜哇に於ける本邦商店。本邦商品輸入業者として大なるものは、三井物産會社出張所、潮谷商會支店等  
に過ぎず。尙ほ雜貨商にバタビヤの日本館、島根商店、スマラランの南  
洋商會、小川、横山各商店あり(因みに本邦雜貨商として本島以外に在る者を舉くれば、スマトラ島バダン  
の東洋商會、大谷商店、メダンの澁谷、松崎各商店等なりとす)。是等を主たる者となし、他は未だ盛ならず。

而して支那人は前既に一言したるか如く、經濟上の勢力至大にして、當領外國貿易の首腦たる歐洲商社と雖も其の手を借りずむは、此の商戰場裡に施すべきの術無きなり。而して本邦商品の如きも、多くは支那商人に依りて輸入販賣せらるゝの状勢に在り。今や南洋航路開かれ直接貿易の便益々加はらむとす。本邦當業者たるもの大に之れを利用して、販路の獲得に努力するを要す。されば項を分ちて南洋航路に就き説述する所あらむとす。

**四、日瓜間直接運輸機關。**直接運輸の機關に二あり。一は即ち近時開始せられたる瓜哇、支那、日本航路にして、瓜哇島のバタビヤ、スマラン、スラバヤの三港と、セレベス島のマカツサ一港とに寄港す。他は即ち南洋郵船組にして、定期寄港地としてバタビヤ、スマラン及びスラバヤを有し、尙ほ在荷の模様に依りてはチエリボン港その他に臨時寄港す。

左に少しく後者即ち南洋郵船組に就きて記述すれば、此は我政府より拾五萬圓の補助を得て、一昨年南洋航路を開き其の瓜哇線は萬里丸、北都丸及び旅順丸の三船、各三千噸以上を使用して、毎月一回神戸を發し門司、基隆、香港並に新嘉坡を経てバタビヤ、スマラン、スラバヤに到り、香港、門司に寄りて神戸に歸る往路バタビヤ迄約三十日を要し、歸路スラバヤより約二十三日を費す。其の航程は前記各地に寄港して神戸スマラン間二千七百十七哩なり。参考の爲め大體の發着日時を示せば左の如し。

南洋郵船組受命航路瓜哇線發着日時表

寄港地	發着時刻	萬里丸	北都丸	旅順丸
神戸	發午前	七月十三日	八月七日	九月五日
門司	發午後	十四日	八日	九日
新嘉坡	發午前	二十一日	二十二日	二十三日
バタビヤ	發午前	二十二日	二十三日	二十四日
スマラン	發午前	二十三日	二十四日	二十五日
スラバヤ	發午後	二十四日	二十五日	二十六日
新嘉坡	發午前	二十五日	二十六日	二十七日
バタビヤ	發午前	二十六日	二十七日	二十八日
スマラン	發午前	二十七日	二十八日	二十九日
スラバヤ	發午後	二十八日	二十九日	三十日
新嘉坡	發午前	二十九日	三十日	一月一日
バタビヤ	發午前	三十日	一月一日	一月二日
スマラン	發午前	一月一日	一月二日	一月三日
スラバヤ	發午後	一月二日	一月三日	一月四日
新嘉坡	發午前	一月三日	一月四日	一月五日
バタビヤ	發午前	一月四日	一月五日	一月六日
スマラン	發午前	一月五日	一月六日	一月七日
スラバヤ	發午後	一月六日	一月七日	一月八日
新嘉坡	發午前	一月七日	一月八日	一月九日
バタビヤ	發午前	一月八日	一月九日	一月十日
スマラン	發午前	一月九日	一月十日	一月十一日
スラバヤ	發午後	一月十日	一月十一日	一月十二日
新嘉坡	發午前	一月十一日	一月十二日	一月十三日
バタビヤ	發午前	一月十二日	一月十三日	一月十四日
スマラン	發午前	一月十三日	一月十四日	一月十五日
スラバヤ	發午後	一月十四日	一月十五日	一月十六日
新嘉坡	發午前	一月十五日	一月十六日	一月十七日
バタビヤ	發午前	一月十六日	一月十七日	一月十八日
スマラン	發午前	一月十七日	一月十八日	一月十九日
スラバヤ	發午後	一月十八日	一月十九日	一月二十日
新嘉坡	發午前	一月十九日	一月二十日	一月廿一日
バタビヤ	發午前	一月二十日	一月廿一日	一月廿二日
スマラン	發午前	一月廿一日	一月廿二日	一月廿三日
スラバヤ	發午後	一月廿二日	一月廿三日	一月廿四日
新嘉坡	發午前	一月廿三日	一月廿四日	一月廿五日
バタビヤ	發午前	一月廿四日	一月廿五日	一月廿六日
スマラン	發午前	一月廿五日	一月廿六日	一月廿七日
スラバヤ	發午後	一月廿六日	一月廿七日	一月廿八日
新嘉坡	發午前	一月廿七日	一月廿八日	一月廿九日
バタビヤ	發午前	一月廿八日	一月廿九日	一月三十日
スマラン	發午前	一月廿九日	一月三十日	一月廿一日
スラバヤ	發午後	一月三十日	一月廿一日	一月廿二日
新嘉坡	發午前	一月廿一日	一月廿二日	一月廿三日
バタビヤ	發午前	一月廿二日	一月廿三日	一月廿四日
スマラン	發午前	一月廿三日	一月廿四日	一月廿五日
スラバヤ	發午後	一月廿四日	一月廿五日	一月廿六日
新嘉坡	發午前	一月廿五日	一月廿六日	一月廿七日
バタビヤ	發午前	一月廿六日	一月廿七日	一月廿八日
スマラン	發午前	一月廿七日	一月廿八日	一月廿九日
スラバヤ	發午後	一月廿八日	一月廿九日	一月三十日
新嘉坡	發午前	一月廿九日	一月三十日	一月廿一日
バタビヤ	發午前	一月三十日	一月廿一日	一月廿二日
スマラン	發午前	一月廿一日	一月廿二日	一月廿三日
スラバヤ	發午後	一月廿二日	一月廿三日	一月廿四日
新嘉坡	發午前	一月廿三日	一月廿四日	一月廿五日
バタビヤ	發午前	一月廿四日	一月廿五日	一月廿六日
スマラン	發午前	一月廿五日	一月廿六日	一月廿七日
スラバヤ	發午後	一月廿六日	一月廿七日	一月廿八日
新嘉坡	發午前	一月廿七日	一月廿八日	一月廿九日
バタビヤ	發午前	一月廿八日	一月廿九日	一月三十日
スマラン	發午前	一月廿九日	一月三十日	一月廿一日
スラバヤ	發午後	一月三十日	一月廿一日	一月廿二日
新嘉坡	發午前	一月廿一日	一月廿二日	一月廿三日
バタビヤ	發午前	一月廿二日	一月廿三日	一月廿四日
スマラン	發午前	一月廿三日	一月廿四日	一月廿五日
スラバヤ	發午後	一月廿四日	一月廿五日	一月廿六日
新嘉坡	發午前	一月廿五日	一月廿六日	一月廿七日
バタビヤ	發午前	一月廿六日	一月廿七日	一月廿八日
スマラン	發午前	一月廿七日	一月廿八日	一月廿九日
スラバヤ	發午後	一月廿八日	一月廿九日	一月三十日
新嘉坡	發午前	一月廿九日	一月三十日	一月廿一日
バタビヤ	發午前	一月三十日	一月廿一日	一月廿二日
スマラン	發午前	一月廿一日	一月廿二日	一月廿三日
スラバヤ	發午後	一月廿二日	一月廿三日	一月廿四日
新嘉坡	發午前	一月廿三日	一月廿四日	一月廿五日
バタビヤ	發午前	一月廿四日	一月廿五日	一月廿六日
スマラン	發午前	一月廿五日	一月廿六日	一月廿七日
スラバヤ	發午後	一月廿六日	一月廿七日	一月廿八日
新嘉坡	發午前	一月廿七日	一月廿八日	一月廿九日
バタビヤ	發午前	一月廿八日	一月廿九日	一月三十日
スマラン	發午前	一月廿九日	一月三十日	一月廿一日
スラバヤ	發午後	一月三十日	一月廿一日	一月廿二日
新嘉坡	發午前	一月廿一日	一月廿二日	一月廿三日
バタビヤ	發午前	一月廿二日	一月廿三日	一月廿四日
スマラン	發午前	一月廿三日	一月廿四日	一月廿五日
スラバヤ	發午後	一月廿四日	一月廿五日	一月廿六日
新嘉坡	發午前	一月廿五日	一月廿六日	一月廿七日
バタビヤ	發午前	一月廿六日	一月廿七日	一月廿八日
スマラン	發午前	一月廿七日	一月廿八日	一月廿九日
スラバヤ	發午後	一月廿八日	一月廿九日	一月三十日
新嘉坡	發午前	一月廿九日	一月三十日	一月廿一日
バタビヤ	發午前	一月三十日	一月廿一日	一月廿二日
スマラン	發午前	一月廿一日	一月廿二日	一月廿三日
スラバヤ	發午後	一月廿二日	一月廿三日	一月廿四日
新嘉坡	發午前	一月廿三日	一月廿四日	一月廿五日
バタビヤ	發午前	一月廿四日	一月廿五日	一月廿六日
スマラン	發午前	一月廿五日	一月廿六日	一月廿七日
スラバヤ	發午後	一月廿六日	一月廿七日	一月廿八日
新嘉坡	發午前	一月廿七日	一月廿八日	一月廿九日
バタビヤ	發午前	一月廿八日	一月廿九日	一月三十日
スマラン	發午前	一月廿九日	一月三十日	一月廿一日
スラバヤ	發午後	一月三十日	一月廿一日	一月廿二日
新嘉坡	發午前	一月廿一日	一月廿二日	一月廿三日
バタビヤ	發午前	一月廿二日	一月廿三日	一月廿四日
スマラン	發午前	一月廿三日	一月廿四日	一月廿五日
スラバヤ	發午後	一月廿四日	一月廿五日	一月廿六日
新嘉坡	發午前	一月廿五日	一月廿六日	一月廿七日
バタビヤ	發午前	一月廿六日	一月廿七日	一月廿八日
スマラン	發午前	一月廿七日	一月廿八日	一月廿九日
スラバヤ	發午後	一月廿八日	一月廿九日	一月三十日
新嘉坡	發午前	一月廿九日	一月三十日	一月廿一日
バタビヤ	發午前	一月三十日	一月廿一日	一月廿二日
スマラン	發午前	一月廿一日	一月廿二日	一月廿三日
スラバヤ	發午後	一月廿二日	一月廿三日	一月廿四日
新嘉坡	發午前	一月廿三日	一月廿四日	一月廿五日
バタビヤ	發午前	一月廿四日	一月廿五日	一月廿六日
スマラン	發午前	一月廿五日	一月廿六日	一月廿七日
スラバヤ	發午後	一月廿六日	一月廿七日	一月廿八日
新嘉坡	發午前	一月廿七日	一月廿八日	一月廿九日
バタビヤ	發午前	一月廿八日	一月廿九日	一月三十日
スマラン	發午前	一月廿九日	一月三十日	一月廿一日
スラバヤ	發午後	一月三十日	一月廿一日	一月廿二日
新嘉坡	發午前	一月廿一日	一月廿二日	一月廿三日
バタビヤ	發午前	一月廿二日	一月廿三日	一月廿四日
スマラン	發午前	一月廿三日	一月廿四日	一月廿五日
スラバヤ	發午後	一月廿四日	一月廿五日	一月廿六日
新嘉坡	發午前	一月廿五日	一月廿六日	一月廿七日
バタビヤ	發午前	一月廿六日	一月廿七日	一月廿八日
スマラン	發午前	一月廿七日	一月廿八日	一月廿九日
スラバヤ	發午後	一月廿八日	一月廿九日	一月三十日
新嘉坡	發午前	一月廿九日	一月三十日	一月廿一日
バタビヤ	發午前	一月三十日	一月廿一日	一月廿二日
スマラン	發午前	一月廿一日	一月廿二日	一月廿三日
スラバヤ	發午後	一月廿二日	一月廿三日	一月廿四日
新嘉坡	發午前	一月廿三日	一月廿四日	一月廿五日
バタビヤ	發午前	一月廿四日	一月廿五日	一月廿六日
スマラン	發午前	一月廿五日	一月廿六日	一月廿七日
スラバヤ	發午後	一月廿六日	一月廿七日	一月廿八日
新嘉坡	發			

第九章 貿易

七

は、重量一噸につき八圓、麥酒、日本酒、味淋其の他の瓶詰酒類は、重量又は輕量一噸につき七圓、硫黃、コークスは同しく一噸につき八圓、木材は同しく一噸につき六圓、精糖は一擔につき四十五錢の運賃を要す。

又長貨物  
ナ貨物並に重貨物に付いては  
通貨の特別寄増を要す。即ち左の如し。

二十四尺以上

卷之三

(重噸×重貨物率) + [(輕噸-重噸)×大貨物率]

油槽、機械類(但し箱入)の如きものは次の式に據りて算出す。

終りに右南洋郵船組に就きて思考するに、本航路開始後尙ほ香港、新嘉坡が依然として多數本邦商品の中盤

港たるは、抑も如何なる原因に由るかは、蓋し調査を要すへきの問題に屬し、寄港地の増設變更は其の要なきか、航路の起點は神戸港と大阪港と其の孰れか彼我貿易の促進に利なるか等は、當路の研究題目たるを失はずと云ふを得へし。

**五、本邦商品販路の擴張法。**前各項に於て重要輸入品の種目を擧げ、之れか輸入販賣の主なる商店を記し、次に之れか運輸の機關に言及したるを以て、今や之れか販路擴張の方法を講究するは、その順序なるへし。依りて時に重複の箇所無きを保せすと雖も、左に農商務省の調査要領を摘記せむ。

### 一、支那商人と聯絡を保つへし。

瓜哇其の他蘭領東印度内地の商業は、殆ど全く支那人の掌中に存し、本邦雜貨の如き、大部分は彼等に依り取扱はるゝの現状なれば（織織物は孟買商人の取扱に係るもの多し）、日瓜貿易の發展を企圖せむには、勢ひ彼等に親善の關係を持し、其の手を借りて我が商品の販路を求むるの策に出づべきなり。故に彼等の營業科目及び信用の調査は、最も肝要の事に屬すと雖も、未だ充分なる調査を遂げず。唯参考の爲め瓜哇に於て、莫大小其の他本邦雜貨を手廣く取扱へる支那商數戸を擧ぐれば、在神戸廣興昌系にては、聯華、德裕慶、增興、同旗生系にては、潤彩等の諸公司ありて、スラバヤ、スマラン、バタビヤに本支店を有す。故に是等と聯絡を取るべく、又スマランの郭春秋、顏江守、ジョクジャの李金周の如き、中部瓜哇支那人間に勢力を有する我が臺灣籍民と提携するは、相互に利益渺からざるへし。本春以來在瓜哇支那人の對日感情大に融和し、本邦商人との關係亦圓満にして。現にスラバヤには東亞僑商協會なる、兩國商人間の商業社交機關の成立を見たり。唯在留邦商の多くは微力にして、未だ十分此の親善關係を利用する程度に進み居らす。故に本邦商店の增加發展を見るに至るまでは、支那商人に頼るの外なけれども、是等支那輸入商は、目前の利に眩みて永遠の利を慮るの念無きものなれば、眞に本邦品の販路を擴張せむと欲せば、識見ある本邦商人の出づるを要するや言を俟たず。

夫れ斯の如く本邦品の瓜哇輸入は、目下尙ほ支那商人に俟つもの多大にして、而も彼等支那商人は我が商品に對し、永遠の販路を開拓するの精神は一毫たも之れなし。而して彼等が我が製造家に對する注文法を見るに、取引の回数を重ねるに隨ひて仕入値を値切り、又は同一品を他の製造家に注文して價格の低減を計るなり。之れに對して現在本邦製造家は、如何なる態度を持しつゝあるか、將た之れに對して將來如何なる

### 態度を執る可き乎。左に農商務省實業練習生の報告を要約して、以て此の答解に代へむ。

スラバヤに於ける支那商が日本商品仕入の方法を調査するに、大概神戸在留支那商人に買付委托をなすものとす。在神戸支那商人は可成的本邦製造家に就き最も割安の商品を購び、一分乃至一分二厘の買付手數料の外に、會館費若干を徵集し、保險料、運賃其の他一切の諸雜費を立替へ運送す。而して代金の支拂は隨時三十日拂の逆爲替を振出すものにして、荷爲替のものは少し。支那商が本邦製造家との取引振は實に反省に値するもの多々あり。即ち彼等は我が商品に對し永遠の販路を開拓するの精神有るを認め難し。既に自ら口外して曰く、現在利益ある商品を取扱ふのみと。唯全く目前の利益を得るに急にして、販路多き商品は一錢たりとも收益を増加せむか爲めに、一回又一回と取引を重ねるに從ひ、仕入値を値切り、或は他の製造家に同一品を注文して、價格の低減を計る。又我が製造家は自家の製造能力、生産費等に頗る多く競ひて多くの注文を受けむことを欲するが故に、勢ひ其の品質を粗悪にするか、量目を減するか、或は寸法を縮少するかによりて收利をなさる可らざるに至る。斯くて我が商品は粗製濫造の弊に陥り、信用地に墜ちて、遂に販路は他國商品に壓倒せらるゝ事となるやも計り難し。近き例を以てせば、瓜哇輸入鱗寸の如き、一時瑞典鱗寸の強敵たりしに、品質漸次粗悪に化せし結果需要漸次減少せり我か商品が粗悪なりとの誹謗は、其の罪を全然我が製造家に負はしむべきにあらずして、之れが注文者たる支那商が強いて其の弊に陥らしめたるものなれば、同情の感なきにあらずと雖も、我が製造家にして永遠の販路擴張を冀はんこそば、宣しく支那商の誘惑に打ち克つの準備と勇氣と餘力を之れなかるへからず。既に之れあらんか在阪神支那商人にのみ賣り込むを以て足りりさせず、進みて消費地の商況を視察し、或は店舗を其處に設置する等、大なる發展をなすときは、現今の如く我が商品の醜弄せらるゝことながるへし。

### 二、土人の風俗及び嗜好を研究すへし。

當方面に於ける外國商人の取引振を見るに、市内並に地方に注文取りを派し、見本により注文を勧誘し、又嗜好の變遷に留意して商品の改良を怠らざるなり。現時土人の經濟狀態に於ては、廉價を以て販路擴張の最大要件となせども將來生活狀態の向上は彼等をして、自然に高價をも辭せず、實質の商品を需めしむるに至るべきことは、本邦當業者の注意を要する點なり。

### 三、取引上の慣習に注意すへし。

多く掛賣りさす。惟ふに是れ賃金前貸制度（雇主が土人勞働者引留策として、賃金の一箇月乃至數箇月を前貸するの風習を云ふ）に養成せられたる弊習にして、例之綿布類につきて見るに、短きは一二箇月より永きは六箇月、時に八箇月掛けなることあり。尤も此の弊の矯正手段としては、短期拂ひ又は現金取引に對して割引を與ふ（支那商は實際現金を有し乍ら掛買ひを好み、其の小賣商に賣るにも同じく掛賣りをなすを普通さす）。斯の如く外國商人が代金支拂につき得意先に便宜を與ふるは、要するに資金潤澤の致す所にして、邦商の企及し得ざるゝことなり。故に小賣商は暫く掛け苟くも外商に對抗して、盛に卸賣に從事せむと欲せば、相當の掛賣に耐ふる丈の準備を要す。

#### 四、商標を選択し之れか普及を圖るへし。

商品の販路を擴張せむには品質を吟味し、嗜好に投するの第一要義なるは論なしと雖も、之れに附する商標の選擇は最も注意を要する所にして、特に土人又は支那人向に就きて然りさす。故に外商等は住民の愛好する商標の考案に苦心し、之れに關聯して製品の如何を深く需要者の脳裡に刻むに力め、商標普及するに從ひて、漸次價格の上騰を計るの例は往々見受くる所なり。而して土人一般の思想たるや甚た單純にして、小兒の如く新規のものを愛賞すると共に、一度脳裡に染染したる商標を附したるものは、永く之れを嗜用するの風あり。然るに我が商標は其の目的に正反対の結果を生じ、市場に上ること久しければ却つて其の不信用を表白することとなり、爲めに時々新標に取替へ、以て購買者を瞞着するの必要に迫るものあり。

若し此の報告を事實とすれば、其の取引方法の拙劣なる驚くの外なし。凡そ商標は自己の取扱商品を表彰すると共に、其の信用聲價を他の同種商品と混同せしめさらむか爲めに用ゐらるゝものなり。換言すれば商標の目的は、自己商品の信用を發揮するに在り。果して然らば、右の如き需要者瞞着の爲めにする商標に、何の意味ありやを問はむと欲する也。

蘭領東印度には明治二十七年以來商標條例施行せられ（意匠登録及び專賣特許條例無し）、之れに依る商標權の存續期間は二十箇年（尙ほ同一期間の延長を出願するを得）にして、登録済の商標を附したる一定の商品は、登録者の名義を以てするにあらされ、絶対に當地方に輸入を許さず。唯注意すへきは、商標を貼付

すべき商品の製造者にあらずとも、當領に營業所又は商關係を有し、該商品を最初に輸入したる者、又は萬國工業所有權保護同盟條約加入國に居住し若くは營業所を有して、其の國法律に遵ひ商標權を得し者にして一定期間内に當領司法部（蘭國特許支局）に出願するときは、其の保護を享くることなれり。故に在留外國商人には法文の不備に乘し、商標の正當所有者にあらずして、最初の輸入者なる名義の下に他人の商標を登録し、以て其の輸入を獨占する者あり。爲めに現在當領輸入本邦品にして本邦内地に商標權を有する者又は其の代理人の知らざる間に他人が當領に其の商標の登録をなせるに依り、止むを得ず其の者の名義を利用して、輸入をなせること渺からざるなり。されば右商標條例の研究をなし自己取扱に係る商品の商標にして、他人か既に當領に於て其の登録を受けたりや否やを調査して、若し未だ既得の權利者之れなきときは、速に之れか手續を了し、以て販路の開拓を計るへきなり。

#### 五、製造元とよく聯絡を計るへし。

品質の改善を怠らす、聲價の維持を忽にすへからざるは、既に屢々記述したる處なり。然れども若し製造元との間に聯絡のよく相通するものなくむは、即ち奈何。多額の本邦商貨は、本邦品輸入商と阪神製造家との間に介在する支那商人か、辛辣なる掛引を弄して成るへく廉價に仕入れたるものなれば、自ら品質不良にして聲價の失墜甚だしきは、既に説きたる所、製造元と輸入販賣者との聯絡を密接にするは、焦眉の急務たり。

外國輸入商は多く自國に本支店出張所等を設くるか故に、商品の仕入は自己の本支店出張所等より直接製造元に仕入れしめ、仲次人を介するこそ稀なると共に、製造元との聯絡甚た密接にして製造元はよく商人の希望を容るゝの有様なり。反之在留本邦商人は大抵是等の機關を

缺き、單に本國取引商の選擇に委して顧みさるか故に、當地方の嗜好を研究したる商品は極めて稀なり。或は支那印度向として失敗したるもの、或は歐洲向に製造したる所謂べきものに屬することあり。是等は原價低廉ならむも、永く取引を持続し得へきにあらざるのみならず、却て善良品の市價を崩すの結果を生す。又現に比較的多額の邦品を輸入するものは支那商にして、其の多くは阪神に於ける仲繼人の手を經るものなれど、其の輸入品製造元は運轉資金の缺乏又は製造品の賣り急ぎに依り、價格愈々低落す。且つ阪神地方支那仲繼商は注文に接するや各製造元を尋ね價格最低の處より購入送付し、注文は回一回値切るが故に(支那商の仕入値段は本邦商の仕入より適に低廉なりと云ふ)製品益々粗悪に流れ遂に賣行きなきに至る。

本邦商品にてありながら多く支那商人の手に頼りて當領に輸入するの現状、豈に嘆すへきにあらずや。吾人は切に此の状勢を打破し蘭領東印度各地に本邦輸入商のみならず、信用確實、基礎鞏固なる本邦卸小賣商の増加を見、本邦内地製造家との聯絡よく行はれ、従つて商品の信用を恢復せむとを冀ふ。

#### 六、公定相場表を調査すべし。

蘭領東印度財政長官は毎三箇月商業會議所に詣問の上、輸出入品に關する價格を公定し、瓜哇官報を以て公布す。右に登載せらるゝ貨物は實際價格の如何に拘らず、該規定價格を課稅上の原價と關稅を賦課して、以て商品の申告價格に依るの、煩雜にして弊害亦夥からざるを避けむとするに在れども、同時に不公平の譏を免れざるなり。之を例するに我が捺染羽二重幅二十三吋長五十碼のもの二百匹の輸入税は、之れが爲めに七十二盾餘を利益するの勘定にして、又我が鹽鰯二箱九百二十一尾を輸入せし者は、之れが爲めに六盾餘の損失を蒙りたり。然じ乍ら概して本邦品は價格低廉なるが故に、歐洲品を標準として規定せる公定相場表は、我れに對して不利益を生ずるが故に、將來販路擴張を圖らむには、十分其の邊の事情を調査し、公定相場表にして眞に不當なるときは、之れが改正の手續を執らしむるを意るべからず。

#### 七、賣行季節を察すべし。

第三章に於て述へたるか如く、氣候は乾燥季及び雨季に分つを得へく、而して雨季に於ては食料品、皮革

製品の如き相當の手當をなすにあらざれば、微を生し又は腐敗に至ることあり。さて賣行の最も佳良なるは實に乾燥季に在るものとす。

土人向一般商品の賣行よきは、毎年三四月頃より九月頃までとす。殊に四、五、六の三箇月は農産物の收穫期なると九月には土人の正月到来するを以て、購買力甚た旺盛なり。而して雨季には綿布、硝子器及び燐寸等多少荷動きあれども、一般に商況活潑ならず。又當方面和蘭人は十二月初旬に於ける聖ニコラス祭典に際し、贈答をなすの習慣あれは、外國人向雜貨の類は此の時を一箇年中の當込み期とす。

#### 八、日瓜直接航路を盛に利用すべし。

既に説きたるを以て今復た贅せず。

前項に於て我か商品の販路擴張法として妥當なるへきものを列舉したるを以て、左に販路擴張の見込ある

商品に就き數言を費し、以て本款を結はむとす。

#### 六、有望なる本邦商品。瓜哇を初め當領に在住せる邦人以外の者は、主として土人、支那人及び歐洲人なり。

而して各々其の需用品は共通のものあれど、又特殊のものなきに非ざるを以て、以下之れを分説せむ。  
一、土人及び支那人商品。讀者は前各章を見て、蘭領殊に瓜哇か往々にして一部の邦人に誤解せらるゝか如く、爾く野蠻未開の域にあらざるを察知したるなるへし。蓋し本島は和蘭の統治に依り、歐洲文明の餘波を受け、開港場附近の住民は頗る進歩せるを以て、當業者は決して土人向商品とし云へば、粗雑なるものにて可なりと考ふへからざるなり。而して其の商品は衣食に關係あるものを選ふへく、居住に關係あるものは熱帶地なるか故に、多く需要せられず。左に土人及び支那人向商品を列舉すべし。

一、綿、毛布及其の製品—縮布、毛斯綸、縮布製襪衣、莫大小襪衣、ワイシャツ、カラ、カフス

## 第九章 貿易

八〇

- 二、絹布及紡製品—更紗模様薄絹、絹手巾、スレンダン(ショール)、アンケン(サーシ)、子クタイ
- 三、傘類—絹張洋傘、木綿張洋傘、雨傘、紙張傘
- 四、皮革製品—財布、帶革、スリッパ、鞄類、靴、拳袴入
- 五、圓扇及扇子類
- 六、石輪及化粧品
- 七、玩具類
- 八、鉢釦類—貝製、陶器製、骨製
- 九、帽子類—パナマ帽、ラシャ帽、ヘルメット帽
- 一〇、陶磁器
- 一一、賣藥—清涼劑、胃薦病藥
- 一二、刷子類—齒アラシ、靴用アラシ
- 一三、時計
- 一四、食料
- 一五、硝子製品
- 一六、裝身具—カバヤ用ヒン、腕耳指首輪、婦人帶メ用バックル類
- 一七、金物類—鍋釜、鐵瓶、建築用小金具
- 一八、セメント
- 一九、燐寸
- 二〇、花達

## 二、歐洲人向商品。本島在住歐洲人の數たる甚た稀少なれども、彼れ等日常の生活程度非常に高く、和蘭人

の如きは土着馬來人に比して、其の生計十倍に達すと云ふものあり。故に其の購買力旺盛にして、彼れ等をのみ相手とする本邦雜貨の販賣は相當有利なるへきなり。然るに現在に於ては専ら印度商人に依り、彼れ等に供給せられつゝあるの状態にして、而も其の取扱ひつゝある本邦製品は、横濱其の他の商館に於けるハ子物又は不良品にして、顧客の無識に乘し之れを賣り飛はしつゝあり。されば本年八月スマランに開催せらるべき博覽會か本邦製品の真價を紹介し、其の需要の喚起に資するところあらむことを切望し、又斯くあるへきを確信するものなり。左に歐洲人向商品を列舉すへし。

- 一、陶磁器—茶器、カツブンソーラー、植木鉢、花生類、皿、土瓶、壺、灰皿香爐、素燒の庭園模造もの、掛皿類、硬質陶器製品、薩摩燒、七寶、九谷置物類
- 二、絹布及紡製品—絹布、プラウス、着物及びマンドリンコート、生絹センター、朱子地縫入、生絹縫入、卓子掛、羽二重琥珀朱子等の座蒲團、朱子壁掛け(ベッドカバー)、カーテン、朱子地及びベルト縫入類、手巾、針差類及び鈎類、手提類、靴下、ショール(スカーフ)、ティコイス、壁掛け及び掛け物
- 三、漆器類—針函、手巾函、額類、衝立、寫眞立、盆、ベン函、木皿類、カラーカフス函、卓子、書櫈、花壇、萬入函
- 四、皮半製品—婦人持手提類、弗入類、旅行用鞄類、小形折書類入、シガ—及びシガレット入、スリッパー、カラ—及びカフス入、バンド各種、ズック製皮付鞄類
- 五、金属製品—真鍮及び銅製品(香爐、花生、燈籠、置物、植木鉢、ランプ裝飾品、鈴類、銅七寶もの)、安質母尼製品(函類、寫眞立、コップ、インキ壺、ナブキンシング)、銀細工(食器シガーハウス、シガレット入、裝飾品)
- 六、玩具類
- 七、綿布及織製品—綿布、友仙、新毛斯、浴衣地、ビジャマ、卓子掛、プラウス、手巾、莫大小襪衣、靴下
- 八、柳及竹行李柳、柳手提籠、柳及竹紙屑籠、竹買物籠

## 九、莫產類

一〇、團扇及扇子類—絹及び紙製扇子、紙張團扇

一一、草履類—花莫產、麻裏絹天、皮、ラシヤ製

一二、造花

一三、簾

一四、洋傘

一五、ダマシン細工、鉢鉗類、ビン

一六、繪葉書及びレターへーバー

一七、アルバム

一八、屏風—寒冷紗、朱子張

一九、提灯

二〇、ステッキ、仕込杖

二一、シガーリ及シガレット入—鯨、パナマ製

二二、額

二三、骨及象牙細工、麥桿經木細工、木クリ物細工、函根細工、日光細工

二四、電氣臺及傘—竹、真鍮、硝子製

二五、衝立類

二六、盆栽類

二七、押繪

## 第三節 結論

輸出の不振—貿易振興策

本章第一節(本邦對蘭領東印度直接貿易の項参照)に掲げたる貿易統計表の示す所に依れば、本邦輸出額は尙ほ輸入額の五分の一に過ぎず。何故に然るか。是れ左表、工業國として卓越せる英獨が常に輸出超過の状態に在るに徴し、主として我が製造工業の發達未だ著しからざるに職由すと謂ふを得へし。

蘭領東印度對英獨貿易統計表

年次	國別	英 吉 利 獨 逸 (本邦)		
		輸入	輸出	輸入
明治四十一年	輸出	三九、二九四、○○○○	九、一七六、○○○○	六、八三七、○○○○
明治四十二年	輸出	三六、九四一、○○○○	一、一三四、○○○○	二三、二八六、○○○○
明治四十三年	輸出	三八、三一三、○○○○	一、九四二、○○○○	二、七九八、○○○○
明治四十四年	輸出	四〇、六二八、○○○○	一、四六五、○○○○	一〇、〇五八、○○○○
明治四十五年	輸出	五五、三四九、○○○○	一、四九二、○○○○	一八、七二八、○○○○
大正元年	輸入	六三、五六一、○○○○	二七、四一五、○○○○	三、三二二、○○○○
	備考	既に注意したる如く、本表は蘭領東印度を基本としての輸出入なり。		

抑も蘭領東印度の地たる、其の生活程度は歐米に比すれば遙に低位に在りて、其の嗜好の變遷並に需用の推移は急激ならざるを以て、幼稚なる本邦の工業を以てして尙ほ且つ之れを充すを得へく、加ふるに諸般の事情を綜合すれば、本邦の位置之れを歐米に比較して遙に有利なるは言を俟たず。要するに我が對蘭領東印度

貿易は、之れか振興策を講し經營宜しきを得むか、多望なる將來を有すといふへし。我が對蘭領東印度貿易の振興策種々あるへしと雖も、彼我金融、交通の聯絡を一層利便ならしむると共に（一）製造業者並に資本家が協力一致して南洋向商品製造業の振興を圖り、（二）技術的専門家が親しく實地に就き、風俗、習慣、需用、嗜好等の調査研究に當り、貿易業者も亦數次渡航して彼我貿易の擴張並に競爭國の事情を研究せむことは、亦其の一策たるを失はすとす。

## 附錄（一）

## 蘭領東印度關稅

蘭領東印度現行關稅を分ちて輸入税及び輸出税の二種とする。是等の關稅は重量を標準とするものと、容積を標準とするものと、價格を標準とするものとの別あり。又輸出入品中には或る地方に限り無税輸出入を許可するものあると共に、或る地方に限り輸入品中輸入税の外更に間接國稅を附加するものあり。又輸出税は製產原地の狀況に依り地方毎に其の課稅率を異にする等、蘭領東印度現行關稅法は甚た煩雜を極め居れり。以下項を分ちて之れを記述せんとす。

## 一、輸入税

一、輸入課稅地。自由貿易港「リオ」（新嘉坡の對岸）を除く外、左記諸地方に輸入せらるゝ貨物は、別表輸入關稅率表により輸入税を課せらる。

## 瓜哇及ひマヅラ島

スマトラ島。タバスリー、ベンクレン、ランボン、パレンバン、パンカ一及び其の屬島ビリトン、ジャンビ、インドラギー、カティマン、ダニー、東海岸グレートアチーン、シンケル及びタミアン  
ボル子オ島。西部、南部及び東部、コワタリンギン、バガタン、クーサン、タナブンブー、バシール、コータイ、ゴースン、ターブル、サンバリウン、ブールンガン及び其の附屬地  
セレベス島。メナド港、タニード群島及び其の附屬地、アンボイナ群島、モール島及び其の屬地、カリ及びロンゴク島

二、輸入免稅品。別表輸入稅率表に示すか如く、鑛產物の大部分、機械類、科學用品及び粗製品は輸入稅を免除されども、其の他左記貨物も亦輸入稅を免す。

一、政府の使用の爲めに輸入する物品

二、(イ)當領地内の一港より其の輸出地の官廳の證明を有する木綿織物、烟草、卷烟草又は當領地内の土產品にして課稅收入済のもの但し政府專賣事務局貯藏に非ざる鹽は此の内に含ます。

(ロ)土族の占有地產品及び土族と蘭領政廳との間に和親條約の締結せられ居る東部群島所產品

三、蘭領東印度にある稅關に於て通關済の貨物

但し第二港に於て高率の間接國稅を徵收する品は其の差額を徴す

四、旅客の旅行具並に旅客の輸入する贈與品

五、總督は學術上の輸入品及び國際慣例上免稅を要すへき品は之れを免除し、或は一旦課稅の上之れが免除拂戻を命することを得

三、間接國稅を附課せらるるべき商品。左の諸品に對しては輸入稅の外、間接國稅を附加す

一、燐寸 軸木の一方に硝薬を附したものは一箱七十九本迄一ヶロスに付、從價七分を課し、五本を増す毎に五厘を増す。兩方に硝薬を附したものは前者の倍額を課す

二、石油

三、烟草 (百基五付) 瓜哇產 四、〇〇乃至八、〇〇 外國產及び清國人用 六、五〇〇乃至一六、〇〇

四、アラク酒 瓜哇及びマツラ酒精五〇パーセントを含むもの 一ヘクトリートルに付 五〇、〇〇 其の他之れに準す

四、酒精の輸入、酒精は特別の規則に依り左記諸地方に限り其の輸入を許す。

一、瓜哇及びマツラ島。バタビヤ、チエリボン、テガル、ベカラシガン、スマラン、スラバヤ、バヌアン、プロボリンゴ、チラチヤ

ツブ、ランデュワングー、バナルカカン

二、スマトラ島。パダン、ベンクレン、テレックペトン、バレンバン、ジャンヒー、レンガット、ベラワン、バンカラシランデン、タンデヨンブーラ、タンデヨンバリー、ウーリーリカ

三、バトカル島。ムントク

四、ビリトン島。タンデヨンパンダン

五、ボルネオ島。ポンチャナリ、サンバス、シンカワーン、バマンカフト、バンデヤルマシン、コタバルー、パリックパン、サマリング、コタワスンガ

六、セレベス群島。マカッサ、メナド、ゴロンタロ、アンプナ、ニラ

七、テル子ート群島。テル子ート

八、チモル群島。リーパン

九、バリ及ロンボク島。アンヘナン、ラブーハダイ、バビーン

右諸地方稅關に於て酒精を輸入する場合には、別表輸入稅率表に依り課稅額を定むと雖も、若し其の酒精含有量を査定し得ざる場合には、七割五分の酒精を含有するものと見做して之れを課稅し、若し其れ以上を含有するものと認むることを得る場合には正式に之れを検査し、其の含有量を定む。又縱令酒精を含有すとも液體にあらずして容易に其の含有量を査定し能はず、而かも其の含有量五パーセント以下なること明かなる場合には酒精の稅率に依らす、其の實際の含有量に對してのみ課稅す。又酒精を含む液體なれども飲料にあらざるもの、例へばヴァニス、メチール及び其の混合物の如きは其の酒精強度を百パーセントに換算して課稅額を定む。

又總督は法令の規定に依りペイント及びヴァニスに對し、縱令酒精を含有すとも、他のペイントと同率の關稅を課することを得。且つ左の場合に於ては酒精を無稅にて輸入することを得。

一、メチール、アルコール

二、本國に於て間接國稅を免除せらるゝもの及び使用に堪へざるもの

三、當植民地に於てメチール、アルコールを混和し(政府監督の下に)普通の使用に適せさらしめたるもの

四、食酢製造用

又硫化エーテル、クロロホルム及び之れに類似するものは特に左表に依り輸入稅を課す。

クロラル、ハイドライド

エーテル、サルフリカス

クロロホルム

エーテル、ヲブ、ヴィネガ

コロディオン

スピリット、ナイトロ、タルシス

其の他類似品(アルコールを含むと否とに拘らず)

但しチモール群島及パリ島、ロンボク島及びメナド港に限り無稅す

## 二、輸出稅

輸出稅は蘭領東印度内の一港より外國に輸出する場合のみならず、左の場合に於ては蘭領東印度内の一港より他の一港に轉輸する場合にも亦之れを課す。

一、輸出先の港に於て輸出稅を課せざる場合

二、輸出先の港に於て課する稅率にして、其の最初の輸出港の稅率より低率なる場合には其の差額

一、輸出課稅區域。輸出稅は左の五區内に限りて之れを課し其の稅率各異り(別表參照)。

第一區 瓜哇、マツラ、ロンボク及びパリ島

第二區 スマトラ西岸及び南岸一帶よりバンカ一島に至る間、ピリトン島、ボル子オの西部、セレベス群島、テル子ート群島、アンガ

イナ及びチモール群島

第三區 ボル子オの南部及び東部

第四區 スマトラの東岸リウ州より東岸一帶

第五區 スマトラ島中部アーチン州の一部

二、輸出免稅品。左記のものは輸出稅を免す。

一、政府輸出品

二、蘭領東印度内の他の稅關に於て課稅済のもの

但し前記(二)の場合に於て第一港より高率の稅を課する場合は此の限りにあらず

## 一、輸入稅率表

品目	單位	稅率
	從價	無稅
米 (穀を去りたる可否を問はず)	基	一〇、二五
穀粉	基	四五〇、〇〇
茶葉	片	同
阿魏	同	同

蘭領東印度關稅

果 植木類 汁  
横櫛樹ガンビール  
スマトラ、リオ州產

樹脂 (其の他の産)

農業用種子

**材 綱**  
索（錨索及ひ船舶用漁業用繩索）  
**木**（造船家用組材、阻心齋、堺、

鑑  
水（天然品及び加工品）

炭石油

銅  
（銅鑄、銅板（造幣用及含鉛  
煉瓦及少瓦（未數量銀共）也當至

金銀塊

金銀箱

及ひ其の部分品、電鍍

ひ其の附屬品(車輪、車軸等)  
(別に掲記せざる機械器、

(鑄石及木板)

卷之三

鋼、鐵（條、竿、板、鎖、鐵道）

鋼亞鐵（別に掲記せざるもの）

寶玉類

金銀製品  
(レトス、紐、糸)

## 亞鉛製品（色彩其の他の塗料）

銅  
製  
品  
(着色及び鍍金の有り  
記せざるもの)

玻璃製品

織  
糸

霜  
製  
品

及ひ天鷲紗、但し綺  
ひ交織布と同視す)

木綿（麻又は羊毛其の他のさるもの、テイプ、リ

首帆  
布

（攝氏十五度の溫度にて  
トル」以上及ひ以下に

南領東印度圖說

一 ベクトルートル

九一

五〇〇

五〇〇

蘭領東印度關稅

葡萄	多
酒	酒
泡起する分	塙標詰
同	同
二、一〇〇	六、〇〇
一一〇、五〇	五、二五
九、〇〇	六、〇〇

鹽	食	鹽	食
（食卓用各種、岩鹽をも含む。但しタバニユール地方駐劄官管區、 アトゼー政府のシンケル管内及び其の附屬地を除く）	從價割	（上記以外のもの（上記以外の地方）	從價割
工業用に使用するもの	同	百基瓦	同
	二二、〇〇		二二、〇〇
	六、五〇		六、五〇
	二、〇〇		二、〇〇

タ ー ル	七 メ ン ト
	塗 料 (液體のもの、罐、箱、罐入のもの)
	其の他の塗料 (松精油及び亞麻子油)
	同 從
	價
無	六 八 同 同
稅 分	分

煙草（喫煙用及び嗅煙草）  
（葉巻烟草及び紙巻煙草）  
機械及び機器（工業用、農具、學術用器具及び同部分品、但し部分品 稅關吏の認  
同 八、〇〇五〇、〇〇

家木  
具置ランアの類、（電燈又は瓦斯用を除く）  
同從價  
同六分

同部品

香 紙 水 (酒精を含まざるもの)  
類 (壁紙、樂譜用紙、罪紙、白紙手帖其の他)  
同 同  
壹 売 分  
壹 売 分

牛  
頭  
一  
無  
二  
〇〇  
稅

驛馬及ひ驅馬  
無税

骨炭從價壹割同割

華領東印度關稅

從 同一 同同同同同同同同同

# 價頭

九三

六 同 同 同 無 壹 壹 壹 六 壹 同 同 同 六 壹 同 六  
割 分 稅 ○○○ 稅 分 割 分 分 割 分 割 分 稅

九二

蘭領東印度關稅

九四

生肉類  
食料品(他に掲記せざるもの)  
飲料品(他に掲載せざるもの)  
鹹魚、乾魚(箱、罐、罐等の類に詰めざるもの)  
寫字及び製圖用材料(紙を除く)

小問物類  
骨牌(洋式  
支那式)

繪畫

書籍、地圖、海圖、印刷物、樂譜(木匡付の版行畫及び版刷圖は他に特掲なき家具として課稅す)

二、輸出稅率表

品目	單位	一區	二區	三區	四區	五區
バラム及びフーンタイ果	四十擔積一車	一	一	一	一	一
安息香、樹脂、ダマルギットベルク	從價	一	一	一	一	一
樟腦及び其の他の樹脂又は護謨、ペルソンドマール其の他の樹脂又は護謨にして別に掲記せざるもの	同	一	一	一	一	一
鳥類の皮	燕 カワチヤツク 椰子實 カロー其の他の香水	集	一	一	一	一
○生護謨、ゲタバルタ、其の他のゲタ種に屬するもの	一	一	一	一	一	一
バラム及びスーンタイ果の實脂	一	一	一	一	一	一

パラム及ひスーンタイ果の實脂

獣	鹿	皮角	象牙及び犀角	四十擔積一車								四十擔積一車								四十擔積一車							
				同	同	百基瓦	同	同	百基瓦	同	同	百基瓦	同	同	百基瓦	同	同	百基瓦	同	同	百基瓦	同	同	百基瓦	同	同	
木	櫟	胡椒	白胡椒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	桑	檳榔子	果實	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	茶	茶	生果	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	セゴ	セゴ	及ひセゴ粉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	セ	ゴ	精製品	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	セ	ゴ	粗製品	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	テンカコン	テンカコン	果實	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	錫	錫	テンカコン及ひスーンタイ樹脂	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	煙草	煙草	土人の使用を目的させざるもの	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	木	蠟	土人の使用を目的させざるもの	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

○ゲタバルタ(ゲタバルタ樹の葉より得るもの)及び同樹の特許栽培耕地の產品は其の地方官廳の證明するものに限り無稅です。

(◎ブリトン錫鐵の輸出稅は特に百基瓦につき二割三五です。

## 附錄 (II)

## 圖畫川大都市貿易業者人名表

## Batavia, Java, the Dutch East Indies.

Anglo-Javan Trading Co., Ltd.	Export Mij. vh. B. van Leeuwen & Co.
Barmer Export Gesellschaft.	Francis Peek & Co., Ltd.
Bataviatische Koffie Sorteer & Pel Inrichting.	Galestin G. & Co.
B. de Bas en Co.	Garreau J. frères.
Behn, Meyer & Co., Ltd.	Gebroeders Sutorius & Co.
Belton Th. & Co.	Goelst & Co., K.
Boasson en van Overzee.	Gumprich & Strauss.
Boasson & van Overzee.	Haakwou & Co.
Boden & Co.	Hagemeyer & Co.
Bombay Java Trading Co.	Handels Vennootschap B. G. & N. J. Stibbe.
Borneo Co., Ltd.	Handelsvereeniging Java.
Burt, Myrtle & Co.	Hard & Rand.
Campbell, MacColl & Co.	Harmsen Verweij & Co.
China & Java Export Co.	Harrison & Crosfield, Ltd.
Dixon & Co.	Herm. Rosenthal.
Dunlop E. & Co.	Hills, Menke & Co.
Eastern Trading & Agency Co., Ltd.	Hoppenstedt G.
Erdmann & Sielcken.	Indische Handels Compagnie.

Indo-Java Rubber Planting & Trading Co.	Nordheim von & Co.
Internationale Creditet & Handelsvereniging "Rot-	Norheg van & Co.
terdam."	Pandel & van Amstel.
Jacobson v. d. Berg & Co.	Peet Bros. & Winch.
Joakin, F. M.	Peet J. & Co.
Katenkamp & Co.	Philip Belton & Co.
Keller & Co.	Pitcairn, Syme & Co.
Koning Karel A. & Co.	Platon L.
Landberg P. & Zoo.	Pryce & Co., John.
Lange de & Co.	Reijnst & Vinju.
Leeuwen B. van & Co.	Reiss & Co.
Lidgerwood Meg. Co., Ltd.	Reynst & Vinju.
Maat. v. Uitvoer & Commissiehandel.	Rosenthal Herm.
Macalaine, Watson & Co.	Rowley, Davies & Co.
Maintz & Co.	Salmosen, L. E.
Meylish G.	Schnitzler & Co.
Miquel, Ch.	Schulz, W. H.
Naamloose Vennootschap van Deutelkom & Waal.	Silas Cohen & Co.
Nederlandsch Indische Mij. tot voortzetting der	Soc. Coloniale Indo-Belge.
zaken van der Linde & Teves en Stokvis &	Società Commissionaria Orientale.
Zonen, Ltd.	Società Commissionaria d'Exportazione di Milano.
Neumann & Co.	
Niederer & Co.	

Stephen & Co.  
Sutorius Bros.  
Tan, Th. A.  
Tiedeman & van Kerchen.  
Tomlinson C.  
United States Steel Products Co.

**Semarang, Java, the Dutch East Indies.**

Bertsch C. A. (Behn, Meyer & Co.)  
Burns Philp & Co., Ltd.  
Burt, Myrtle & Co.  
China-Java Export Co.  
Cultuur Maatschappij der Vorstenlanden.  
Dunlop E. & Co.  
Erdmann & Sielcken.  
Handelsvereeniging Java.  
Harmsen, Verweij & Co.  
Hoppenstedt G.  
Hornemann & Co.  
Hymans Gebr.  
Indische Handels Compagnie.  
Internationale Crediet & Handelsvereeniging Rotterdam.

**Wehry Geo. & Co.****Soerabaja, Java, The Dutch East Indies.**

Anemaet & Co.  
Barmer Export Gesellschaft.  
Behn, Meyer & Co., Ltd.  
Blavet E. & Co.  
Brandon L. J. & Co.  
Burt, Myrtle & Co.  
China & Java Export Co.  
Dunlop E. & Co.  
Erdman & Sielcken.  
Export Mij. voorh. B. van Leeuwen & Co.  
Fraser, Eaton & Co.  
Harmsen, Verwey & Co.  
Hinlopen K. & Co.  
Internationale Crediet & Handelsver., "Rotterdam."  
Jacobson van den Berg & Co.  
Loney H. N.

**Wolf & Petschek.**

Maintz & Co.  
Mesritz S. B. & Co.  
Mij voor Uitvoer & Commissiehandel.  
Mirandolle, Voute & Co.  
Mulder, Redeker & Co.  
Ned. Ind. Im. en Export Mij. Atlantic.  
Pitcairn, Syme & Co.  
Reiss & Co.  
Rosenthal H.  
Schlieper Carl & Co.  
Schnitzler & Co.  
Van Nierop S. L. & Co.  
Wehry Geo. & Co.  
Wellenstein Krause & Co.  
Wolf & Petschek,  
Zorab Mesrope & Co.

## 附錄 (三)

## 渡航に關する注意

- 一、馬來語。蘭領東印度に入れば、英語は中流以下には毫も通用せず。唯一等旅館又は最上級官民とは英語を以て辨するに過ぎず。且つ通譯者なきを以て、馬來語の智識を必要とす。而して新嘉坡には蘭、英、馬の三語を、馬來語と英語とにて引くを得る様編纂せられたる書籍あり。以て簡易なる用務を辨し得へく、一冊一圓五、六十錢にして甚た便利なり。
- 二、貨幣。銀貨に偽造貨多く、殊に小額の貨幣に多きを以て、釣銭は吟味の上受取るの要あり。且つ小貨を多く持參せされは、往々にして釣銭を詐取せらるゝことあり。
- 三、旅館。本邦人は往々にして支那人と誤られ一等旅館に於て宿泊の拒絕に遭過せずとも限らざるを以て、豫め宿泊すへき旅館に打電の要あり。
- 四、醫藥。下痢、感冒、微傷等に對する醫藥の携帶をなさずむは、甚たしく不便を感じし。
- 五、紹介。紹介狀は得らるゝたけ所持するの必要あり。
- 六、服装。白の詰襟服等内地に於て準備せずむは、物價高き上に種々の不便あり。フロツクコートは禮式の外、又燕尾服は大夜會、公式謁見等の外着用せず。室内、浴場用にスリッパを携帶すへし。亦甚た高價なるを以てなり。
- 七、執務時間。會社其の他の事務は平日は午後五時に、土曜日は同二時に閉鎖し、商店は大抵午後八時に店を閉つ。但し午後二時より四時迄は會社と商店とを問はず一切店を閉ぢて休止す。政廳は午後二時を以て退廳時とす。
- 八、旅客の生活。旅客は午前五時半に起床し、珈琲を喫し入浴後輕装して散歩し又は馬車を驅り、八時より九時の間に朝餐を済ませ、其れより午後一時迄に所用を果し又は遊覽に出て、晝食後二時より四時の間は暑氣烈しく戸外に出て難きを以て、商業其の他の事業は休止となる。四時入浴服裝を改め七時迄は散歩し又は馬車を驅りて遊び、七時より八時の間は非公式に知友等を訪問し、九時よりは俱樂部に行くか又は招かれたる饗宴に出席す。而して近頃の晚餐は大抵九時なりといふ。

譯  
大  
市  
附

大英東印度公司總理事務所

大英三學六年十月一日總理

渡航に關する注意

一〇一

大正三年六月十七日發行

編纂者 大阪市役所

印刷者 岡本省三

大阪市東區内淡路町一丁目卅一番地  
大阪市東區内淡路町一丁目卅一番地

印刷所 大阪活版印刷所

344  
452

344  
452

終

